

DISCLOSURE

2023

金沢中央信用組合
信頼へのあゆみ

KANAZAWA CHUO COMMUNITY BANK



— 経営理念 —

地域の人々から必要とされ、信頼される協同組織金融機関として「相互扶助」の精神のもと、中小零細事業者・勤労者とともに栄える。

当組合の概要

- ◆名 称 金沢中央信用組合
- ◆所 在 地 石川県金沢市上近江町15番地
- ◆設 立 大正13年2月4日
- ◆出 資 金 5億5千7百万円
- ◆組合員数 3,587人
- ◆預 金 高 219億円
- ◆貸 出 金 105億円
- ◆常勤役員数 26名
- ◆店 舗 数 3店舗

Contents

ごあいさつ	2
事業方針	3
法令遵守体制（コンプライアンス）	3
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針	4
令和4年度 経営環境・事業概況	5
中期経営計画	6
リスク管理	7
地域貢献に関する事項	17
総 代 会	23
役員等の報酬体系	25
事業の組織	26
主要な事業の内容	29
資料編	32

ごあいさつ

皆さまには、日頃より格別のお引き立てを賜り、心より厚く御礼申し上げます。

本年も当組合の歩みと現状について、より一層ご理解を深めていただきたく、『DISCLOSURE 2023 金沢中央信用組合 信頼へのあゆみ』を作成いたしました。

令和4年度における我が国の経済は、長引くコロナ禍に加え、令和4年2月に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻、更には、円安による原材料価格の高騰と先行きの見えない状況が続きました。

年度の後半には、政府による社会活動や経済活動の回復・両立に向けた方向転換により、中小零細事業者や個人事業者にとって厳しい経営環境が続くものの、一部では人流も活発となり、ウイズコロナの下、業況には明るい兆しが見えつつあります。

当組合は組合員あってこそその組合であることを再認識し、地域経済活動が回復しつつある中、引続き最も身近な金融機関として、しっかりと寄り添い、これまで以上に、きめ細かな相談対応に取り組んでまいります。

また、当組合は信用組合の基本理念である「相互扶助」の精神のもと、組合員の悩みや課題を自分たちものと受け止め、その解決に向けて、共に考え、共に取り組んでまいり所存であります。

結びに、私ども金沢中央信用組合は、令和6年2月の設立100年に向けて、これからも組合員の方々から「ちゅうしん」と愛称で呼ばれ『愛される・親しまれる・頼られる』業域・地域のコミュニティ・バンクとして「フットワーク」と「フェイス・トゥ・フェイス」をモットーに、組合員の皆さまとの「共通価値を創造」し、「ともに栄え」、「ともに歩んでいく」ことを目指してまいります。

どうかこのディスクロージャー誌をご高覧いただき、今後とも一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月



理事長 山口 孝

事業方針

■ 経営の健全性確保

- (1) 取引先の悩み・経営課題を共有し、公認会計士・税理士等、外部の人材活用等により問題解決の手助けを行い、堅い信頼関係の構築と取引先の事業の再構築を側面的に支援することで貸出資産の健全化を進めます。
- (2) 小口多数取引に徹し、収益力の強化とリスク分散を進め、リスク管理の強化により資産の健全化を進めます。
- (3) リスク管理態勢の整備強化を図り、各種リスクを事前把握することにより、リスクの顕在化の防止・抑制に努めます。

■ コンプライアンスの徹底

- (1) 組合員からの信頼獲得のため誠実かつ公正な業務の遂行等により、顧客保護等管理態勢の構築・推進に努めます。
- (2) 定期的な内部研修をはじめ、常勤監事による全職員に対する個別ヒアリングの実施等により、コンプライアンスに対する意識の醸成と不祥事件の未然防止に努めます。

■ 働きがいの追求

- (1) 組合員のニーズに応えられる人材を育成するため、通信講座を含めた研修体制を整備するとともに自己啓発を促進します。
- (2) 働く職員同士のコミュニケーションの向上と、職員一人ひとりがスキルアップすることにより、働くことへの意義を感じ、働きがいのある職場づくりを目指します。

法令遵守体制（コンプライアンス）

コンプライアンスとは、法令や諸規定はもとより、社会的規範に至る、あらゆるルールを遵守することであり、当組合では次の法令遵守体制を進めております。

1. コンプライアンスの主管部署を総務部と定め、年間計画を記したコンプライアンス・プログラムを毎年策定し、理事会の承認を得て実施しております。
2. コンプライアンス・プログラムは、年間計画に基づき、定期的（隔月）に開催する役職員全体会議の最重要議題として取組んでおり、実施状況については理事会へ報告しております。
3. コンプライアンスは、役職員一人ひとりの意識が最も大切であり、全役職員にコンプライアンス・マニュアルを配布し啓発を推進するとともに、半期に一度コンプライアンスに関する自己診断を実施しております。
4. 顧客からの苦情等の円滑な解決を図るとともに、業務の改善と顧客満足の向上に役立てるため、顧客サポート管理規程等を定め遵守しております。
5. 社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、反社会的勢力対応管理規程等を定め遵守しております。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、「マネロン等」といいます）対策を経営上の重要課題の一つとして位置づけ、マネロン等の防止に向け、以下の内部管理態勢の構築に努めてまいります。

1. 組織態勢

当組合は、マネロン等防止対策に関して、経営陣の主体的かつ積極的な関与のもと、組合内の役割を明確に定め、適切な措置を実施する態勢を構築します。

2. リスクベース・アプローチ

当組合は、マネロン等に係るリスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講じます。

3. 顧客管理

当組合は、マネロン等防止対策のための各種法令等を遵守し、取引時確認やその他の顧客管理を適切に実施します。

4. 疑わしい取引の届出と資産凍結措置

当組合は、営業店からの報告や取引モニタリング等での検知により把握した疑わしい取引を速やかに当局に届け出る態勢を構築し、適切に実施します。

また、資産凍結対象者等に対する措置を適切に行います。

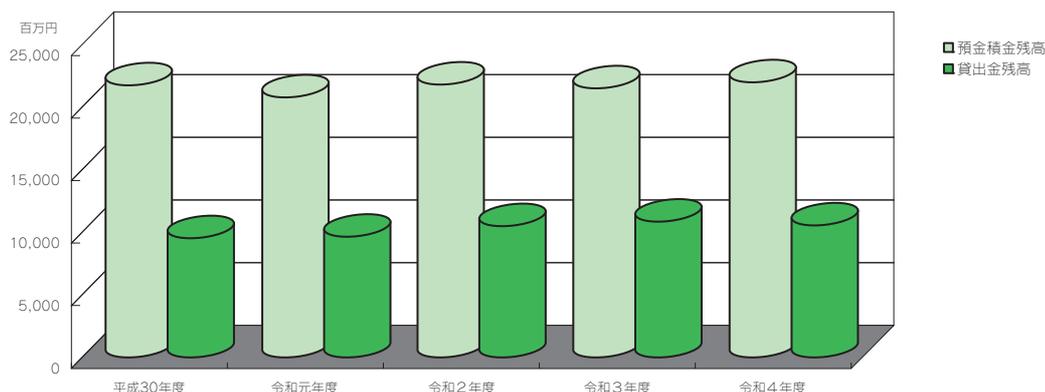
5. 役職員の研修等

当組合は、役職員のマネロン等防止対策に関する知識取得、意識の向上を図るために、継続的な指導、研修等を実施します。

6. 有効性の検証

当組合は、マネロン等防止対策の状況について有効性を検証し、その結果を踏まえて、継続的・組織的な態勢の充実に努めます。

【預金・積金、貸出金の推移】



令和4年度 経営環境・事業概況

当期における北陸地域の景気は、新型コロナウイルス感染症に悩まされながらも、日常が戻りつつある中で緩やかに持ち直しています。公共投資は弱めの動きであるものの、企業の設備投資は増加傾向にあり、個人消費についても、雇用・所得環境の緩やかな改善により、持ち直しが見られます。

当組合の主要取引業界においても、行動制限の順次緩和や政府による全国旅行支援割等もあり、飲食・卸売・小売業を中心に売上の改善が見られました。しかしながら、原材料やエネルギー価格の高騰により、粗利の確保が新たな重要課題となってきています。

このような状況の中、当組合の令和4年度の営業成績は以下の通りとなりました。

■ 預金・積金

今期は個人預金が減少したものの、法人預金が増加し、預金積金の期末残高は、前期比4億8千万円増加の219億6千万円となりました。

■ 貸出金

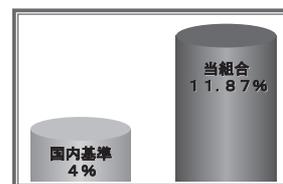
個人向け消費性資金、事業性資金ともに減少し、前期比3億3百万円減少の105億5千2百万円となりました。

■ 収益・費用

収益面においては、経常収益は資金運用収益、役務取引収益ともに増加し、有価証券償還益によるその他業務収益の大幅増もあり、前期比42百万円増の350百万円を計上しました。一方、経常費用は有価証券売却による損失10百万円を計上したものの、経費等が6百万円減少したことから、前期比1百万円増の268百万円にとどまりました。その結果、経常利益は前期比40百万円増加の81百万円、当期純利益は前期比51百万円増加の81百万円を計上することができました。

■ 自己資本比率

当期末の自己資本比率は、自己資本額の増加とリスクアセット額の減少により、対前期末比0.95ポイント上昇の11.87%となりました。国内基準の4.0%を上回る自己資本比率を確保しております。



【主要な経営指標の推移】

(単位：千円、%、人、口)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
利益	経常収益	317,370	302,705	307,369	307,386	350,058	
	経常利益	38,120	24,472	△ 24,682	41,057	81,776	
	当期純利益	37,745	24,175	△ 24,979	29,964	81,479	
残高	預金積金残高	21,721,596	20,755,830	21,827,375	21,479,636	21,960,289	
	貸出金残高	9,531,999	9,679,751	10,513,105	10,855,842	10,552,637	
	有価証券残高	6,043,344	6,195,893	6,304,864	6,285,768	5,641,680	
	総資産額	24,380,741	23,267,674	25,862,397	25,252,221	24,700,751	
	純資産額	1,411,438	1,375,980	1,367,666	1,359,474	1,333,947	
自己資本比率(単体)		10.47	10.45	10.96	10.92	11.87	
普通出資	出資総額	365,185	362,372	359,572	359,871	357,891	
	出資総口数	730,370	724,744	719,145	719,743	715,783	
	組合員数	個人	3,378	3,324	3,226	3,226	3,188
		法人	393	403	400	400	399
		合計	3,771	3,727	3,626	3,626	3,587
出資に対する配当金	7,309	7,280	3,612	7,203	7,194		
優先出資	出資総額	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	
	出資総口数	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
	組合員数	個人	—	—	—	—	—
		法人	1	1	1	1	1
		合計	1	1	1	1	1
出資に対する配当金	3,240	3,240	3,240	2,360	2,360		
職員数	男性	15	14	13	12	9	
	女性	11	14	12	12	12	
	合計	26	28	25	24	21	

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

～組合設立100周年に向けて～

令和3年組合発祥の地である近江町市場が開場300年を迎えました。また令和6年2月に組合は設立100周年を迎えます。この大きな節目に向けて健全経営に努めます。

【我々役職員は行動します】

私たちは、愛される・親しまれる・頼られる信用組合へと、組合員に必要とされ、信頼される役職員を目指します

自分たちの存在意義・存在価値を高めることで、スケールではなく個性を生かしたオンリーワンを目指します

収益力の強化

- 貸出金の増強を第一とする。そのために、営業推進体制の強化と、ターゲット先を明確にした提案活動の徹底により、融資中心の渉外体制を構築します。
- 役務取引収益の増収を図り、業務の効率化による生産性の向上に努めます。

中小規模事業者に対する支援と地域活性化への取り組みの強化

- 組合員である中小規模事業者への積極的かつ継続的な信用供与を通しての支援体制を継続します。
- 経営改善・事業再生、創業支援・新事業立ち上げ、事業承継におけるコンサルタント機能を通して、地域活性化を図るべく更なる体制整備の強化を図ります。

人材の育成と働きがいのある職場づくり

- 将来に向けての人材育成は重要な課題であり、能力向上の施策を通して、顧客より信頼される職員の育成を目指します。

リスク管理

リスク管理の体制

■ リスク管理の基本方針

金融の自由化・国際化の進展などにより金融機関を取巻く環境は大きく変化し、取扱業務や金融サービスは多様化・複雑化しており、リスク管理の重要性は一段と高まっております。

当組合では、経営の健全性の維持・向上を図るため、リスク管理を重要な経営課題の1つと位置付け、「各リスク管理方針・規程」に則り、各リスクの把握とリスクの顕在化未然防止・抑制に努めております。

また、「統一的リスク管理方針」、「統一的リスク管理規程」に基づき、当組合の規模・特性に見合った統一的リスク管理態勢の整備を図るとともに管理体制の確立に努めてまいります。

■ 信用リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金などの資産の価値が減少または消失し、損失を被るリスクをいいます。

当組合では、信用リスクを最重要リスクと認識の上、「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理規程」及び「与信に関する基本方針（クレジットポリシー）」を制定し、役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを認識する管理態勢の構築に努め、融資に際しては厳正な審査を実施しております。

また、信用リスクの管理にあたっては、「信用リスク管理システム」を審査に活用するとともに、特定先に対する過度な与信集中を排除するため、与信限度枠を設定するなどして管理の強化に努めております。

貸倒引当金については、「資産の自己査定基準書」に基づき厳格な資産査定を行い、「償却・引当に関する基準書」に基づき算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

○リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当するリスク・アセット額を求めるために使用する資産に対する掛目のことです。

当組合の保有する資産の一部（有価証券等）について、以下の4社をリスク・ウェイトの判定に使用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

1. 格付投資情報センター（R & I）
2. 日本格付研究所（J C R）
3. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
4. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S & P）

○信用リスクの削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保や保証に過度に依存しないよう努めております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

万一、与信取引においてお客様が期限の利益を失われた場合には、預金相殺を用いる場合がありますが、この際、信用リスク削減方策の一つとして、各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、払戻充当いたします。なお、バーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法における、適格金融資産担保付取引においては、当組合は簡便手法を用いており、自組合預金積金の担保に関する手続きについては、組合が定める「貸出事務取扱要領」等に基づき、適切な事務取扱いを行っております。

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付として証券化し、第三者に売却することをいいます。

一般的には、証券の裏付となる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当組合においては、いずれも該当する取引は行っておりません。したがって、証券化に関するエクスポージャー及びリスクは存在しません。

■ 市場リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当組合では、経営体力に見合った適正な水準にリスクをコントロールし、適正な収益を確保することを基本方針としております。

市場リスク管理の方法については、「市場リスク管理規程」においてリスク限度枠と限度枠に対するアラーム・ポイントを定め、VaR（バリュー・アット・リスク）手法により行っております。また、その内容を常勤会に報告するとともに必要に応じて対応について協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

■ 流動性リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

流動性リスクとは、必要な資金の確保ができなかったり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。

当組合では、資金繰りの状況・見通し及び資金繰りに影響を及ぼす諸条件の変化を厳格に把握・管理することにより、経営基盤の安定性の向上を図るとともに、平常時においても流動性危機時を想定しての対応策を確立することを基本方針としております。

流動性リスクの管理については、資金繰り管理部門が日次の資金繰り及び支払準備資産の状況を把握するとともに、その状況について定期的に常勤会に報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、信用リスク、市場リスク、流動性リスク以外の全てのリスクを「オペレーショナル・リスク」と捉え、その主なものとして「事務リスク」、「システムリスク」、「人的リスク」、「風評リスク」等があると考えております。これらのリスクをはじめ、多様化かつ複雑化するリスクに対し顕在化の未然防止及び発生時における影響度の最小化を図るため、基本的な管理方針及び管理規程の整備など、管理態勢の構築に努めております。また、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備など、顧客保護の観点を重視した体制整備に努めております。

○オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、基礎的手法を採用しております。

■ 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要に関する事項

出資等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式及び全信組連などへの出資金が該当します。当組合では、リスク管理に配慮した余裕資金の効率かつ安全な運用を図るため「余裕資金運用規程」、「有価証券運用規程」及び「市場リスク管理規程」を制定しており、上場株式等の有価証券の運用・管理については、各規程に基づき、適正な運用とともに適切なリスク管理に努めております。

また、非上場株式及びその他出資金に関しては、当組合が定める内部規程に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当組合は令和5年3月31日現在、上場株式は保有していません。

■ 金利リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に影響を及ぼすことをいいます。

当組合では、金利リスクについて、安定した収益を上げるためには一定のリスクテイクは必要であり、一方では経営体力（自己資本）に見合う範囲内に抑制することが重要であると認識しております。

リスク管理については、銀行勘定に対する一定の市場金利変動を想定した金利リスク量を算定し、その結果を常勤会に報告するとともに、必要に応じて適切な対応をとる体制としております。

○内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当組合では、保有する資産・負債のうち、貸出金、預け金、有価証券、預金等についての金利変動により発生するリスク量を、経済価値変化（ $\Delta E V E$ ）により計測しています。円金利ショック幅を1%とし、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化について算出しております。なお、算出における行動オプション性の考え方は、「コア預金」については保守的な前提に基づき考慮しておりますが、「固定金利貸出の期限前解約」及び「定期預金の早期解約」については考慮していません。

■ 自己資本の構成に関する事項

○自己資本の充実の状況

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	1,301,119	1,371,064
うち、出資金及び資本剰余金の額	759,871	757,892
うち、利益剰余金の額	520,846	622,727
うち、外部流出予定額 (△)	9,563	9,554
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	22,842	18,565
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	22,842	18,565
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	3,951	1,975
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,327,913	1,391,606
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	7,384	4,609
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	7,384	4,609
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	7,384	4,609

自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ)	1,320,528	1,386,997
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額		11,577,845	11,156,776
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		43,904	43,904
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)		-	-
うち、繰延税金資産		-	-
うち、前払年金費用		-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		-	-
うち、上記以外に該当するものの額		43,904	43,904
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		514,894	527,279
信用リスク・アセット調整額		-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額		-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)		12,092,739	11,684,056
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ) / (二))		10.92%	11.87%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

○自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	金沢中央信用組合	金沢中央信用組合
自己資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	357,891千円	400,000千円
償還期限	-	-
配当率	年2.00%	年0.59% (5年固定型)



■ 自己資本の充実度に関する事項

(単位：千円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	11,577,845	463,113	11,156,776	446,271
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	11,531,690	461,267	10,991,420	439,656
(i) ソブリン向け	68,742	2,749	58,309	2,332
(ii) 金融機関向け	1,955,418	78,216	2,006,947	80,277
(iii) 法人等向け	6,032,855	241,314	5,563,879	222,555
(iv) 中小企業等・個人向け	658,740	26,349	613,662	24,546
(v) 抵当権付住宅ローン	153,395	6,135	159,949	6,397
(vi) 不動産取得等事業向け	2,064,512	82,580	2,087,079	83,483
(vii) 三月以上延滞等	29,705	1,188	30,733	1,229
(viii) 出資等	22,825	913	22,825	913
出資等のエクスポージャー	22,825	913	22,825	913
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	293,263	11,730	282,996	11,319
(xi) その他	252,233	10,089	165,037	6,601
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	119,201	—
ルック・スルー方式	—	—	119,201	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	43,904	1,756	43,904	1,756
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	2,250	90	2,250	90
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	514,894	20,595	527,279	21,091
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	12,092,739	483,709	11,684,056	467,362

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

■ 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

○信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

＜業種別及び残存期間別＞

(単位：千円)

業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエク スポージャー期末残高		貸出金、コミットメ ント及びその他のデ リバティブ以外のオ フ・バランス取引		債 券		三月以上延滞 エクスポージャー	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国 内		25,366,110	24,896,994	11,015,176	10,711,456	4,150,905	3,732,660	58,200	42,222
国 外		—	—	—	—	1,973,984	1,975,626	—	—
地域別合計		25,366,110	24,896,994	11,015,176	10,711,456	6,124,889	5,708,287	58,200	42,222
製 造 業		1,486,739	1,470,581	684,219	568,123	802,519	902,457	—	—
農 業、林 業		1,251	650	1,251	650	—	—	—	—
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業、砕 石 業、 砂 利 採 取 業		—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		654,260	357,170	354,068	257,159	300,192	100,010	—	—
電 気・ガ ス・ 熱 供 給・水 道 業		701,349	601,160	—	—	701,349	601,160	—	—
情 報 通 信 業		100,127	100,127	—	—	100,127	100,127	—	—
運 輸 業、郵 便 業		474,943	454,084	374,814	354,052	100,129	100,032	—	—
卸 売 業、小 売 業		3,763,253	3,820,385	3,662,409	3,719,304	100,712	100,486	39,066	16,874
金 融 業、保 険 業		9,840,352	10,047,643	50,000	0	1,973,897	2,084,347	—	—
不 動 産 業		2,359,085	2,421,597	1,912,778	1,899,690	441,806	517,406	—	—
物 品 賃 貸 業		—	—	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業		55,057	52,447	55,057	52,447	—	—	—	—
宿 泊 業		6,997	14,996	6,997	14,996	0	0	—	—
飲 食 業		1,138,249	1,170,654	1,138,249	1,170,654	—	—	8,784	0
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業		104,646	92,427	104,646	92,427	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業		—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉		—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス		618,044	511,821	517,089	510,971	100,105	0	—	—
そ の 他 の 産 業		505	505	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		1,407,369	1,105,268	—	—	1,403,803	1,101,984	—	—
個 人		2,153,595	2,070,978	2,153,595	2,070,978	—	—	10,349	25,347
そ の 他		500,282	604,493	0	0	100,245	100,272	—	—
業 種 別 合 計		25,366,110	24,896,994	11,015,176	10,711,456	6,124,889	5,708,287	58,200	42,222
1 年 以 下		10,162,566	9,326,636	3,977,691	3,684,907	852,845	310,452		
1 年 超 3 年 以 下		3,925,327	3,991,993	1,724,454	1,740,829	700,873	801,163		
3 年 超 5 年 以 下		2,144,232	1,851,021	1,343,269	1,451,021	800,963	400,000		
5 年 超 7 年 以 下		1,550,462	2,435,604	1,150,462	1,235,604	400,000	1,200,000		
7 年 超 10 年 以 下		2,804,851	2,115,609	1,136,166	945,403	1,668,684	1,170,206		
10 年 超		3,868,747	3,838,484	1,667,223	1,638,188	1,701,523	1,700,296		
期間の定めのないもの		909,922	1,337,643	15,907	15,501	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		25,366,110	24,896,994	11,015,176	10,711,456	6,124,889	5,708,287		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産及びその他の資産等が含まれます。
4. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	当期増減額	期末残高	当期増減額
一般貸倒引当金	22,842	3,418	18,565	△ 4,276
個別貸倒引当金	138,535	△ 22,689	123,213	△ 15,321
合計	161,377	△ 19,271	141,778	△ 19,596

○業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：千円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	令和3年度		令和4年度		令和3年度	令和4年度
	当期増減額	期末残高	当期増減額	期末残高		
製造業	-	-	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業、砕石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	△ 772	4,869	△ 893	3,976	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	△ 10,929	121,473	△ 14,751	106,721	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-
飲食業	△ 10,309	3,388	△ 314	3,074	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	-	-	-	-	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人	△ 678	8,802	637	9,440	-	-
合計	△ 22,689	138,535	△ 15,321	123,213	-	-

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 貸出金償却は、個別貸倒引当金の目的取崩分（3年度：なし 4年度：21,148千円）を除いて記載しております。
 3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：千円)

告示で定めるリスク・ウェイトの区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	-	3,704,771	5	3,655,037
10%	-	687,422	-	583,097
20%	500,663	8,975,644	509,403	9,224,464
35%	-	438,271	-	456,999
40%	-	400,984	-	400,984
50%	2,204,546	62,472	2,003,811	40,475
75%	-	718,684	-	658,958
100%	242,360	7,346,917	217,684	7,061,942
150%	-	18,729	-	26,331
250%	-	64,642	-	57,797
1250%	-	-	-	-
合計	2,947,570	22,418,541	2,730,906	22,166,088

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りません。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■ 信用リスク削減手法に関する事項

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：千円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	618,257	572,775	21,949	20,004	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構により保証されたエクスポージャー）を含みません。

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

○出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表 計上額	時 価	貸借対照表 計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	219,125	—	219,125	—
合 計	219,125	—	219,125	—

○出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ありません。

○貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

○貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	126,168
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

■ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	557	487	4	12
2	下方パラレルシフト	0	0	7	5
3	スティープ化	477	408		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	557	487	7	12
		令和3年度		令和4年度	
8	自己資本の額	1,320		1,386	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

「お客さまの情報」の定期的な確認についてご理解とご協力をお願いいたします

—マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にご協力ください—

近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっております。また、国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しています。

各金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいて様々な対策を進めています。

この対策の一環として、信用組合を含む各金融機関では、お客さまの現在の情報を定期的に確認する取組み(※)について、それぞれ所定の方法により順次行っております。

(※) 既にお取引をいただいているお客さまに対し、お取引の内容や状況等に応じて、お客さまに関する情報やお取引の目的などを定期的に確認させていただく取組みです。

このようにお客さまお一人おひとりの情報を定期的に確認させていただくことは、犯罪組織やテロ組織が善良なお客さまに紛れて気づかれぬように金融機関を利用したり、お客さまになりすまして預金口座を不正利用したりすることを防止し、金融機関をご利用いただく皆さま方の安全・安心にも繋がる取組みとして行っております。

お客さまにおかれましては、こうした取組みにご理解いただき、信用組合からの「お客さまの情報」に関する定期的な確認の依頼に対して、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

最近では色々な方法でお客さまの情報を取得しようとする詐欺の手口が発生していますので、もしも不審な点がある場合には、お取引のある当組合の本支店にご照会いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

リスク管理債権・金融再生法開示債権の状況

■ リスク管理債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

当組合の金融再生法における開示債権は807百万円でありますが、596百万円は担保・保証等で保全されており、211百万円に対しては、125百万円の貸倒引当金を計上しております。開示債権に対する保全率は89.3%であり将来のリスクに備えております。

(単位：百万円、%)

区 分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)= (B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金 引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	59	22	37	59	100.0
	令和4年度	46	30	16	46	100.0
危険債権	令和3年度	616	509	101	610	99.0
	令和4年度	622	504	106	611	98.2
要管理債権	令和3年度	148	66	2	69	46.6
	令和4年度	139	61	2	63	45.9
三月以上延滞債権	令和3年度	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和3年度	148	66	2	69	46.6
	令和4年度	139	61	2	63	45.9
小 計	令和3年度	823	597	141	739	89.7
	令和4年度	807	596	125	721	89.3
正常債権	令和3年度	10,215				
	令和4年度	9,927				
合 計	令和3年度	11,039				
	令和4年度	10,735				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

地域貢献に関する事項

I 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、金沢市の武蔵ヶ辻近江町地区・駅西地区・大野地区に店舗を配置し、石川県内において事業を営む食料品取扱業者、勤労者、その他の協同組織、及び金沢市・白山市・野々市市・かほく市・河北郡の中小規模の事業者、勤労者、その他の協同組織、住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の基本理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。

中小零細事業者や勤労者、その家族、住民など一人ひとりの顔が見える取引、すべてに手の届くキメ細かな取引をモットーにしており、常にお客様（組合員）の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質の向上や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

II 預金を通じた地域貢献

○預金の状況

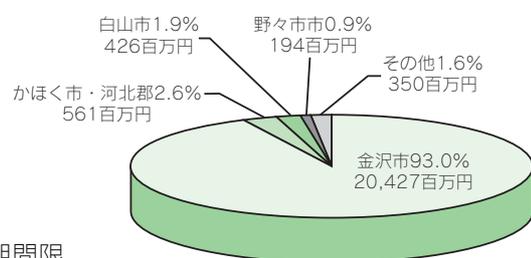
当組合は、個人127億円、法人（個人以外）91億円のご利用をいただいております。

○預金の地区別状況

当組合の預金は、金沢市を中心とする地域の皆様からの預金で占めております。

○特別金利等の定期預金の取扱い

当組合では、お客さまのニーズなどに合わせて期間限定の特別金利の定期預金や懸賞金付き定期預金などを取り扱っており、ご好評いただいております。



III 融資を通じた地域貢献

○貸出金の利用状況

当組合は、個人向け融資22億円、事業性融資82億円のご利用をいただいております。

○貸出金使途の利用状況

当組合は、設備資金47億円、運転資金57億円のご利用をいただいております。

○貸出金地区別の利用状況

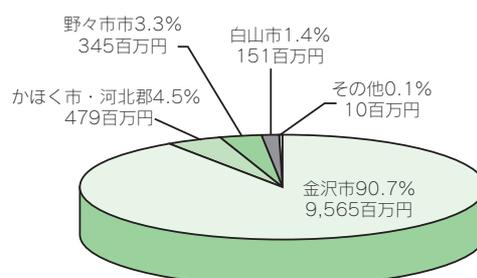
当組合の貸出金は、金沢市を中心とする地域の皆様からご利用頂いております。

○地方自治体の制度融資の利用状況

当組合は、石川県や金沢市の中小企業向け制度融資の取扱窓口指定されており、令和4年度は、石川県制度融資4件46百万円、金沢市制度融資8件67百万円のご利用をいただいております。

○住宅ローン・消費者ローンの利用状況

当組合は、組合員の皆様に、より豊かな暮らしづくりのお手伝いとなるよう住宅ローンや各種消費者ローンのご融資を行っており、住宅ローン13億16百万円、消費者ローン2億82百万円のご利用をいただいております。



IV お取引先への支援状況、及び地域の活性化のための取組状況等

○経営改善支援

当組合では、取引先に対するコンサルタント機能を発揮するうえで最も重要なことは、お客様との信頼関係を築くことであると考え、定期的かつ継続した訪問活動等によりお客様との親密な関係を築くことに重点を置き活動しています。

こうした活動を通じてお客様の経営実態を把握し、抱えておられる経営課題等の相談に親身になって対応できるよう心がけています。

さらに、経営支援部・審査管理部と各営業店が連携し経営改善計画策定の支援と金融の円滑化に努めています。また、TKC 全国会と提携し認定経営革新等支援機関である公認会計士事務所との連携も行ってあります。

○創業支援

商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫との業務提携・協力の枠組みへ参加し創業支援を行っております。

○成長基盤強化・支援への取組み

当組合では、地域の振興・活性化のための取組みを行っておりますが、さらに、日本銀行による「貸出支援基金の運営として行われる成長基盤強化を支援するための資金供給制度」の趣旨に基づき、地域の中小零細事業者様の成長基盤強化支援を図るよう取り組んでおります。

○地域振興・活性化への取組み

地域の振興・活性化のための保証・担保に過度に依存しない事業者ローンの取扱いを行っております。

○北陸税理士会と中小企業支援での連携について

当組合は、北陸税理士会の石川県内5支部と中小企業支援のための業務協力に関する連携協定を締結しており当組合と北陸税理士会は相互に連携して、中小企業の育成ならびに事業承継、経営相談等、より一層の支援を行ってまいります。

○他の金融機関等との連携について

当組合は、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは守秘義務に留意しつつお客様の同意を得たうえで、情報の確認・照会を行うなど地域金融の円滑化に努めてまいります。

V 地域サービスの充実

○キャッシュカードサービス

当組合のキャッシュカードは、全国の信用組合、銀行、郵便局やコンビニエンス・ストアのATMで利用可能であり、さらに『しんくみお得ネット』では、提携する信用組合のATMで指定の時間内であれば、お引出し手数料を支払うことなく現金の引出しが可能です。

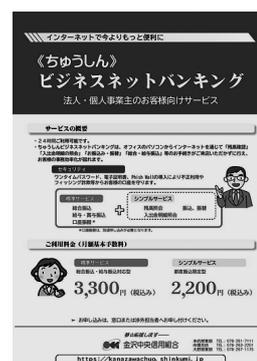
また、ATM利用手数料(振込手数料は除く)が戻ってくる「キャッシュバックサービス」も行ってあります。



○法人向けインターネットバンキングサービスの取扱い

事業所のパソコンからインターネットを通じて預金口座の「残高確認」「入出金明細の照会」「お振込・振替」「データ伝送サービス(総合・給与振込)」等のお手続きがご来店いただくことなく行える法人向けインターネットバンキングサービス「ちゅうしんネットバンキング」の取扱いを令和3年12月より開始いたしました。

インターネットに接続可能なパソコンをお持ちの法人および個人事業主の方が対象で、お客様の事務効率化が図れるサービスです。



○全国の信用組合で通帳記帳が可能

当組合では、全国の信用組合のATM(一部の信用組合を除きます)で普通預金の通帳記帳が相互に可能な「信用組合ATM相互記帳提携」を平成29年11月より開始し、お客様の利便性向上に努めています。

○年金受給者への訪問活動等

当組合で年金をお受け取りになられている方々へお誕生月にささやかなお祝いの品をお渡ししております。

また、200万円を上限として店頭金利より0.08%金利を上乗せした「ちゅうしん年金定期とくとく」の取扱いを行っております。

○情報提供活動

当組合では、隔月発行のいきいきライフを応援するしんくみ情報誌「ボンビバーン」を店頭等でお配りしております。

また、インターネットのホームページを開設し各種情報を発信しております。(ホームページアドレス <https://www.kanazawachuo.shinkumi.jp/>)

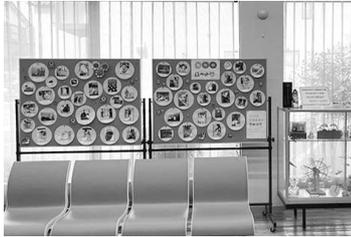


VI 文化的・社会的貢献に関する活動

○地域行事への参加

当組合では、各店地域の交流を進めるとともに、地域ぐるみの諸行事等に積極的に協賛・参加して、ふれあいの輪を広げております。

また、店舗のロビーをお客様の交流の場と位置付け、地域の方々へ開放し各種展覧会等で利用いただいております。



○クレジットカードでの社会貢献

当組合では、信用組合と(株)オリエントコーポレーションが提携し共同開発した社会貢献型クレジットカード「しんくみピーターパンカード」の取扱いを行っております。このクレジットカードでショッピング等にご利用されたご利用額の0.5%が地域のチャリティ関連諸団体やロンドンの「グレート・オーモンド・ストリート病院こどもチャリティ」等に寄付されます。

寄付された資金は、難病や障害と闘っている子どもたちへの健全な育成活動に役立てられています。(お客様は、カードをご利用になるだけでご負担はありません)

また、当地域では、令和5年2月21日「石川県肢体不自由児協会」へ寄付させていただきました。



○「認知症サポーター認定所」

職員が「認知症サポーター養成講座」を受講し認知症についての知識や理解を深めています。

また、当組合では、「認知症サポーター認定所」に登録され、地域で生活する高齢者が、認知症という病気になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう貢献してまいります。



○「しんくみの日」の活動

9月3日を「しんくみの日」、9月1日～7日を「しんくみの日週間」と定め、全国の信用組合が日ごろの感謝を込めたさまざまなイベントや奉仕活動を実施しています。

当組合では、本活動に合わせて9月7日に「近江町市場」と「金沢中央市場通り商店街」周辺において役職員が参加して清掃を行いました。



○特殊詐欺被害の未然防止活動

特殊詐欺被害を防止するため、ATMからの取引に一部制限を設けています。ご不便をお掛けいたしますが、被害防止活動の一環でありご理解とご協力をお願いいたします。

取引の制限を受ける方	年齢70歳以上で、過去36か月以上カード振込が未利用の方
制限の内容	ATMを利用したカード振込の振込限度額を1千円とします

Ⅶ ウィズコロナへの取組み

令和2年1月の国内発生以降、全国に広がっていた新型コロナウイルス感染症はオミクロン株等によって感染者が減少しきれない状態で、政府はウィズコロナに舵を切り、景気は民需を中心に穏やかに持ち直しております。

また、令和5年5月に感染法上の5類に移行しましたが、その影響は収束したわけではなく、ローンの返済が本格化する局面を迎えており、また、物価高、原材料費の高騰により資金繰りに影響のある組合員の皆さまへの経営支援を積極的に行っています。

○資金繰り支援の取組み

当組合では、ウィズコロナまた、物価高・原材料高騰の影響によるご融資やご返済等、資金繰りに関するご相談に対応し、組合員の皆さまの資金繰り等に重大な支障が生じないように業況把握等に努めています。

また、【ちゅうしん活性化ローン】、【ちゅうしん改善支援ローン】の2つの事業者ローンを用意し、資金繰り支援に努めております。

なお、迅速な資金繰り支援を行うため、積極的なつなぎ融資や日本政策金融公庫と連携し小規模事業者の資金繰り支援を行っています。

○支援制度への取組み

当組合では、登録確認機関としてポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために組合員の皆さまの事業再構築を支援する取組み対し、事業再構築補助金等の申請や手続きのサポートを行っています。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

【「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針】

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客様の状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧にご説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

1. お客様と保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客様の資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3. お客様から保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1. ①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

【「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況】

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	34件	37件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	8.81%	10.45%
保証契約を解除した件数	8件	5件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

I 概要

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お取引先店舗または総務部までお気軽にお申し出ください。

* 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

【金沢中央信用組合 総務部】

住 所： 〒920-0905 石川県金沢市上近江町15番地
 電話番号： 076-261-7111
 受付時間： 9:00～16:30
 月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除く）



苦情等のお申し出は当組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合総務部へご相談ください）。

【しんくみ相談所（一般社団法人 全国信用組合中央協会）】

住 所： 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
 電話番号： 03-3567-2456
 受付時間： 9:00～17:00
 月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日を除く）

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。



東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務部またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
 例えば、金沢弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。
 例えば、お客様は、金沢弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

* 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

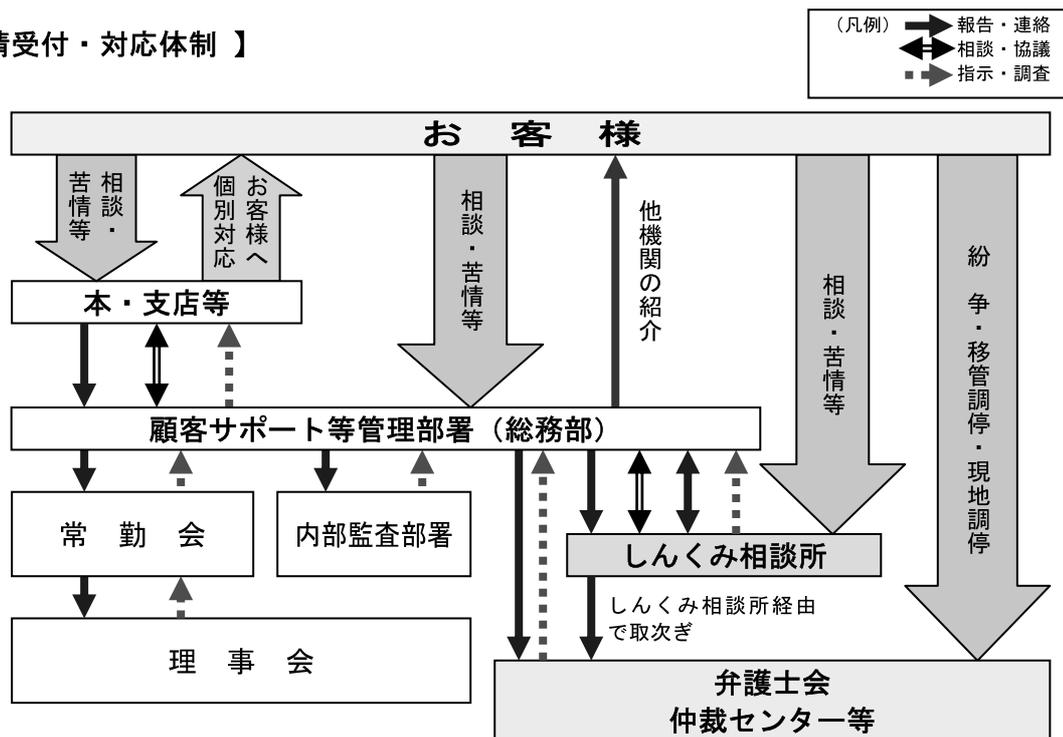
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電 話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金（除 祝日、年末年始） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00、13:00～17:00
名 称	生命保険相談所 （一般社団法人生命保険協会）	そんぼ ADR センター （一般社団法人日本損害保険協会）	
住 所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1	〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9	
電 話	03-3286-2648	0570-022-808	
受付日 時 間	月～金（祝・休日、年末年始除く） 9:15～17:00	月～金（祝・休日、年末年始除く） 9:15～17:00	

II 内部管理態勢

当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等については、本支店または総務部で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取り組みます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務部が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

【 苦情受付・対応体制 】



総 代 会

■ 総代会の役割

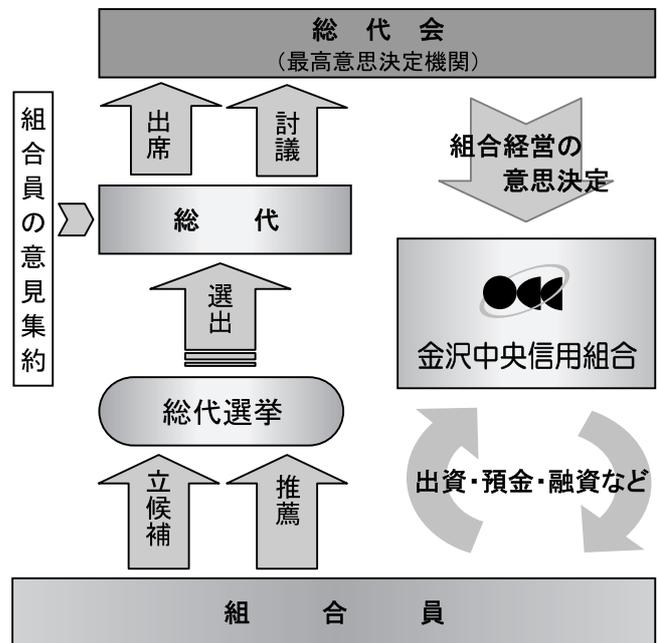
信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合では組合員数が多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営されています。

また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行なわれます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



■ 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者（立候補者（推薦を含む））の数が総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者として投票は行っておりません。

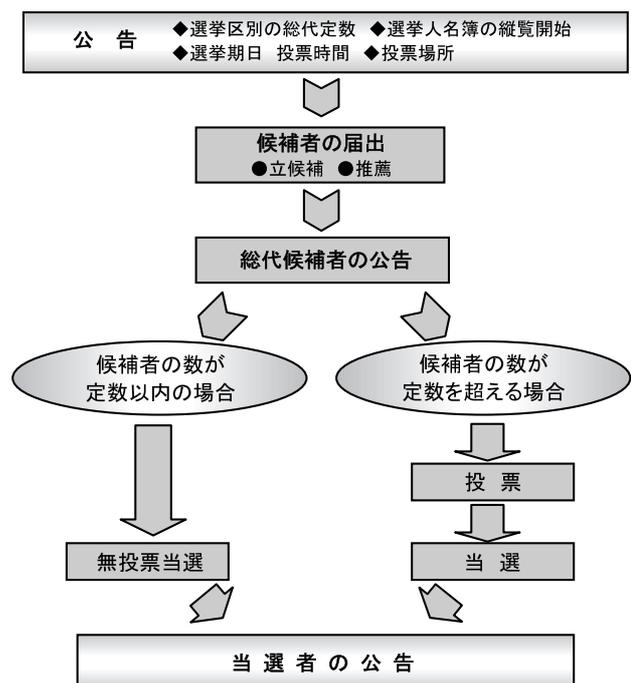
(2) 総代の任期

総代の任期は3年となっております。

(3) 総代の定数

総代の定数は、100名以上190名以内です。

《 総代選挙までの手続き 》



■ 総代のご紹介

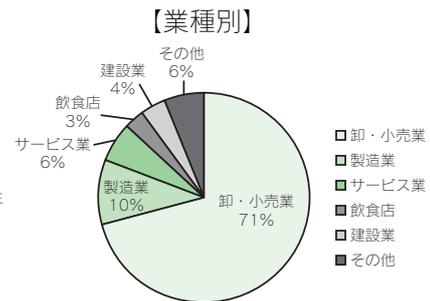
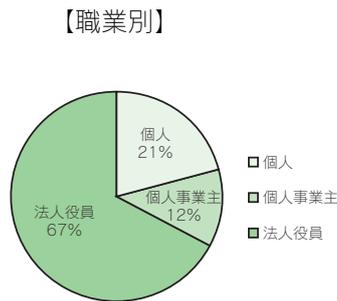
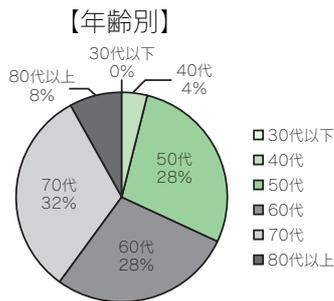
(総代定員190名中 120名) 令和5年6月22日現在

(敬称略)

【金沢市】 106名	安宅 雅夫② 石山 博之① 江口 弘泰③ 岡谷 清史① 片山 明浩③ 北 恵子④ 越村 勝行⑫ 坂本 実⑫ 新保 健司② 忠村 健司⑨ 得永 哲生① 平野 昭英① 牧 友喜雄③ 水野 市郎⑤ 山口 孝⑤ 吉村 一③ 荒井 一夫⑦ 宮下 謙一② 宮下 清⑦	荒井 亮介① 岩内 一郎① 大浦 政昭⑫ 桶川 治秀② 片山 茂② 北形 誠① 越村 収一④ 佐々木信明⑧ 新保 茂樹③ 辰村 剛③ 中田 昭雄④ 広村 毅一⑧ 松川 治彦⑨ 宮村 宏志⑧ 山崎 良則③ 粟森 長八⑦ 忠村 光宏⑦ 三好 研一⑦	荒木 優① 上農 俊洋④ 大澤 一嘉⑧ 桶谷 良子① 紙谷 一成④ 北川 紀吉③ 越村 巧② 塩川 英広⑫ 杉本 雅宏⑫ 近岡 修① 中村 裕一① 藤井 勇⑫ 松任 紀夫⑨ 村上慎太郎① 山本 哲夫④ 石田 孝直② 田中 義信⑦ 渡辺 隆志①	池内 孝輔⑨ 上村 正④ 大谷 康史② 乙村 隆司① 川名 美穂① 木戸 義治⑨ 小寺 賢一④ 子甫 和夫⑧ 辻 幸三③ 西 正男⑧ 二永 純宏⑧ 松本 利勝② 村端 一男③ 横井 良治④	石黒由紀子① 鵜飼 修司① 大友 伸司③ 柿木五輪夫① 神田 晃治④ 玄田 学⑦ 小林 哲昭① 島田 弘⑫ 高田真弓子① 津田 宏④ 西村 克秀④ 宝島 和樹① 松本 久典⑤ 村本 広之① 吉川 進⑥	石田 順一⑦ 後 外志広⑧ 大西 信哉① 柿木 茂③ 北 久三男④ 小泉香代子① 齊田 隆⑨ 下出 雅之③ 高野 麗① 徳田 賢一⑧ 則竹 良雄⑤ 本田 法生⑧ 松本 雅之⑨ 安田 恒夫④ 吉田 一幸③ 紺田 健司⑦ 西口 秀夫⑦ 笹田 裕明⑦ 番井 吉一②
【白山市】 2名	松田 雅典②	松村 邦寛⑩				
【かほく市・河北郡】 10名	飯田 修⑨ 野村 幸司④	伊藤 幸男⑨ 平村 敏一⑫	大窪 勉② 別宗 博道①	加茂川秀樹① 三宅雄之介④	川邊 俊彦②	下村 秀幸⑥
【野々市市】 2名	田村 吉男②	松岡 暢也③				

(注) 氏名の後に就任回数を記載しております。

《総代の属性別構成比》



※「業種別」は法人役員、個人事業主に限る。

■ 第99期定時総代会のご報告

「第99期定時総代会」は令和5年6月22日午後6時より、近江町市場商店街振興組合消費者会館3階ホールにて開催され、下記の事項が付議され、議案の説明・審議を経て満場異議なく全議案が可決・承認されました。



- ＜報告事項＞ 第99期事業報告、貸借対照表および損益計算書報告の件
- ＜決議事項＞ 第1号議案 剰余金処分(案)承認の件
- 第2号議案 第100期事業計画および収支予算(案)承認の件
- 第3号議案 理事退任に伴う後任選任の件
- 第4号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

役員等の報酬体系

■ 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

2. 役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	23,899	30,000
監 事	1,794	6,000
合 計	25,693	36,000

- (注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事15名、監事4名です（退任役員を含む。）
3. 上記以外に支払った役員退職慰勞金は、理事2,220千円、監事300千円です。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

■ 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員及び職員であつて、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

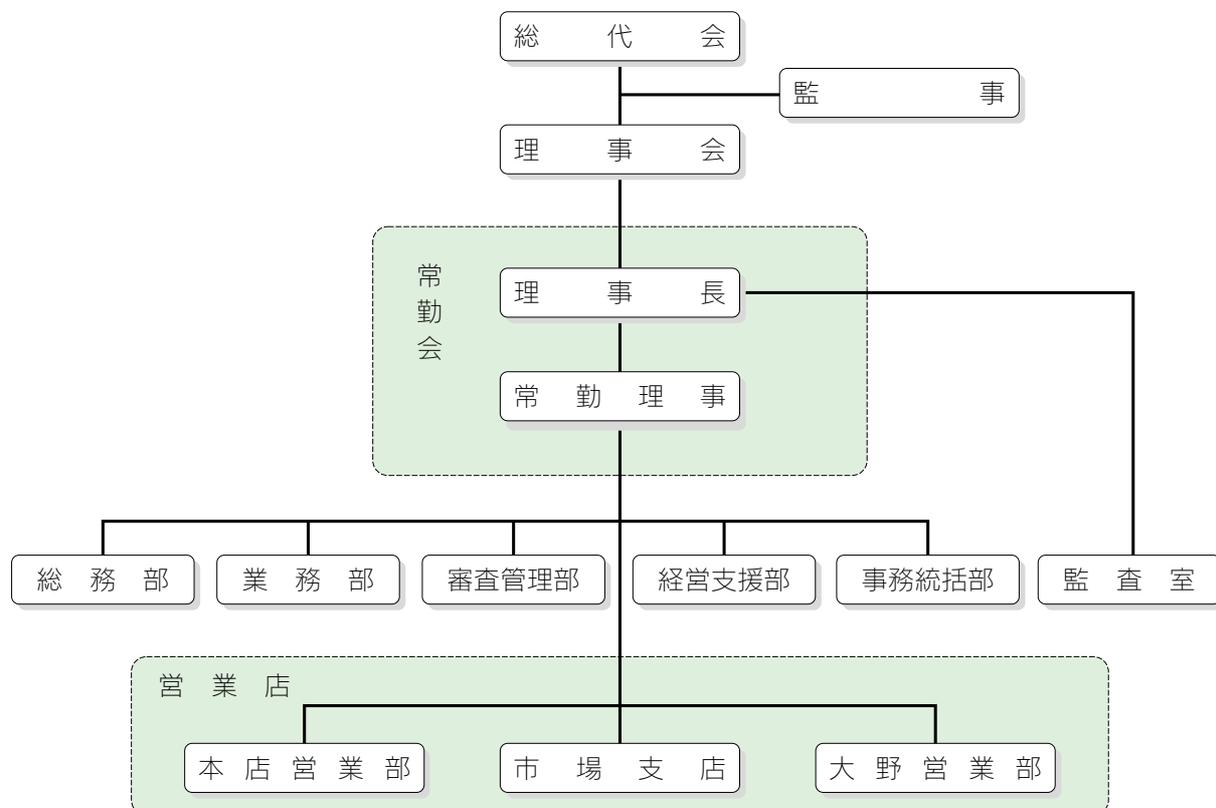
なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職したものを含めております。
2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「職員退職給与規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自組合の利益を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

事業の組織

組織図



役員一覧

理事長／山口 孝	理事／鵜飼 修司 (※)
常勤理事／佐々木 信明	理事／大西 信哉 (※)
常勤理事／徳田 賢一	理事／池内 孝輔 (※)
常勤理事／田村 吉男	理事／辰村 剛 (※)
理事／坂本 実 (※)	理事／直江 茂行 (※)
理事／平村 敏一 (※)	常勤監事／別 宗博道
理事／川邊 俊彦 (※)	員外監事／池 水龍一
理事／荒井 亮介 (※)	

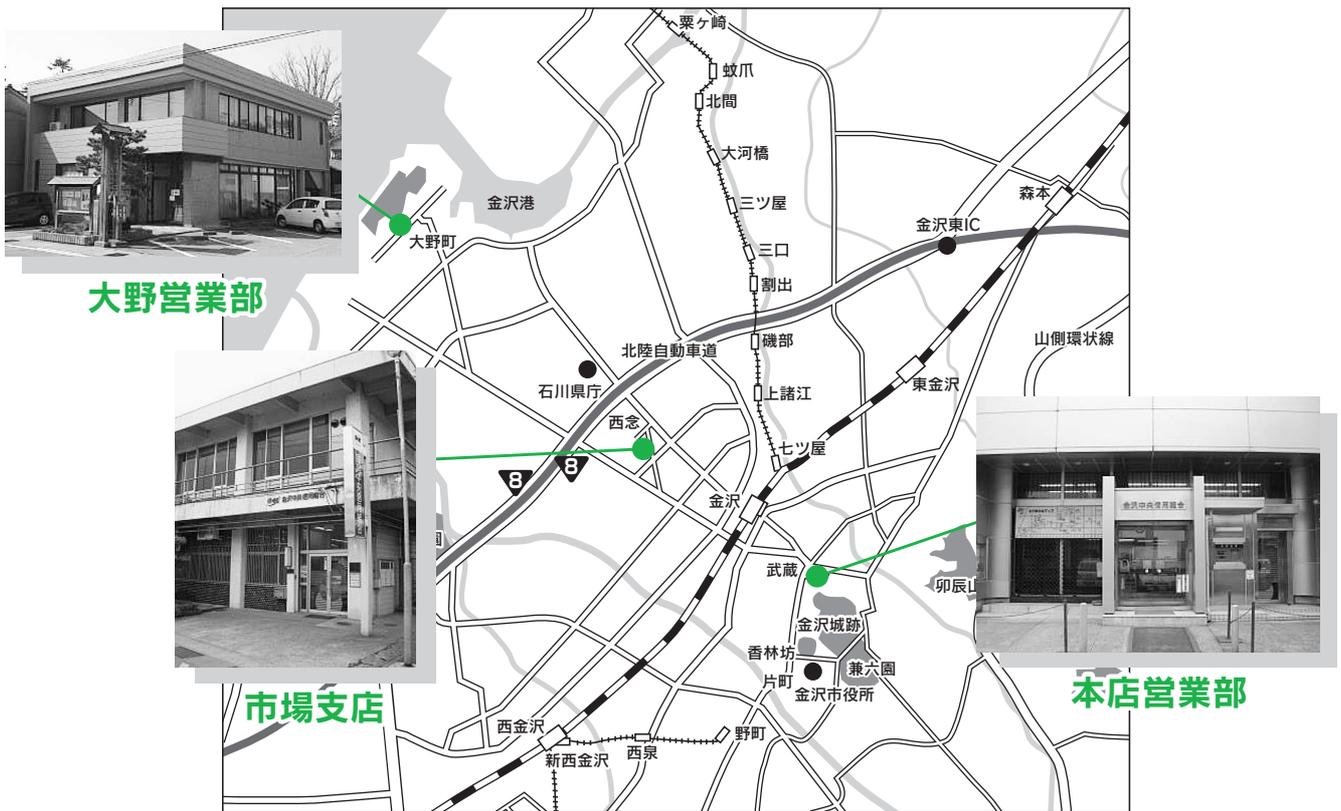
(令和5年6月22日現在)

※ 当組合は、職員出身者以外の理事9名(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

会計監査人の氏名又は名称

太陽有限責任監査法人 (令和5年6月末現在)

店舗一覧（自動機器設置状況）（令和5年6月現在）



店舗名	郵便番号	所在地	電話番号	ATM数
本店	920-0905	金沢市上近江町15番地	076-261-7111	1台
市場支店	920-0024	金沢市西念4丁目7番1号	076-263-2201	1台
大野営業部	920-0331	金沢市大野町4丁目163番地	076-267-1175	1台

○すべての店舗に「コミュニケーションボード」及び「筆談ボード」を設置しています。

当組合では、バリアフリーを推進する観点から、「コミュニケーションボード」及び「筆談ボード」を全店に設置いたしました。「コミュニケーションボード」は、聴覚障がい者など話し言葉や文字によるコミュニケーションに不安を感じていらっしゃるお客さまと手続き内容等について円滑に意思疎通を図るためのツールとしてお客さま及び当組合双方で利用していくものです。

また、伝わりにくい言葉を正確に伝える手段として「筆談ボード」も併せて全営業店の店内に設置しています。



○すべてのATMが「視覚障がい者」や「ご高齢者」に配慮したATMです。

当組合では、地域社会への貢献の一環として、目の不自由な方でもATMをご利用いただけるよう、「視覚障がい者対応ATM」の設置を全店で設置しております。

また、このATMでは、ご高齢者にとっても使い易いように「かんたん操作モード」を搭載しています。

【視覚障がい者対応ATM】
 音声ガイダンスに従いながら、ATM画面の周りに取り付けした凸状の「触覚記号」から、指を操作画面上の操作キーに滑らせ、操作します。

地区一覧

当組合は下記の地区を営業エリアとしています。

地 区	対 象 者
石 川 県 全 域	食料品取扱業者及びこれに関連する事業者、勤労者、その他の協同組織
金沢市・かほく市・ 野々市市・白山市・ 河北郡	地区内に住所または居所を有する方及び中小規模の事業者、勤労者、その他の協同組織

当組合のあゆみ

大正13年 2月	産業組合法による金沢水産信用購買利用組合として設立
昭和25年 2月	中小企業等協同組合法により金沢水産信用組合に改組
昭和41年 7月	金沢中央市場信用組合に改称 金沢中央卸売市場に市場支店を開設し、2店舗となる
昭和43年11月	本店を金沢市上近江町15番地に新築
昭和50年 7月	金沢中央信用組合に改称、現在に至る
昭和56年 9月	勘定系バッチシステム稼働
昭和59年 6月	普通預金等一部勘定系のオンラインシステム稼働
平成 2年 5月	総合オンラインシステム稼働
平成 7年 2月	しんくみ全国共同センター（SKC）に加盟
平成12年 3月	全店にATM（現金自動受払機）設置
平成12年 4月	郵貯CD オンライン提携開始
平成13年 4月	業務対象を業域から一部地域へ変更 デビットカードサービスの開始
平成14年 1月	不動信用組合の事業譲り受け
平成14年10月	しんくみお得ネットサービス（信用組合ATM利用料相互無料サービス）提携開始
平成16年 5月	アイワイバンク銀行（現セブン銀行）ATM利用提携開始
平成17年 3月	大野信用組合と合併し、3店舗となる
平成17年 4月	火災保険の窓販取扱開始
平成18年 1月	ATM相互入金提携開始
平成20年 6月	自動車保険の媒介業務開始
平成20年 9月	イオン銀行ATM利用提携開始
平成21年 9月	新型ATM導入開始
平成23年11月	個人年金保険「しんくみ My 年金 Best」の窓販取扱開始
平成24年10月	標準傷害保険「しんくみホッとプラン」の窓販取扱開始
平成25年 2月	でんさいネットサービスの取扱開始
平成26年 6月	個人年金保険「&LIFE（アンドライフ）」の窓販取扱開始 ビューカードATM利用提携開始
平成27年 2月	個人医療保険「&LIFE（アンドライフ）新医療保険A」の窓販取扱開始
平成29年 4月	データ振込サービス開始
平成29年 7月	個人型確定拠出年金（iDeCo）の取扱開始
平成29年 8月	大野営業部リニューアルし業務開始
平成29年11月	信用組合ATM通帳相互記帳提携開始
平成30年 6月	「しんくみ相続信託」の取扱開始
令和 3年12月	「<<ちゅうしん>> ビジネスネットバンキング」の取扱開始
令和 5年 5月	第7次新しんくみ全国共同センター稼働開始

当組合は水産物卸・小売業者を対象とした金融機関として設立され、業界繁栄の一翼を担ってまいりました。更に現在の金沢中央信用組合に名称変更を機に、取引先組合員を食品流通業全般へ枠を拡げ、平成13年度からは、金沢市・かほく市・白山市・野々市市・河北郡を拠点とした地域も業務の対象となりました。また、平成17年3月に大野信用組合との合併を行い、今後も組合員の経済的地位の向上に資すると共に地域社会の発展に役立つことを目的としてまいります。

主要な事業の内容

預金業務

種類	内容	預入期間	お預け入れ額
総合口座	普通預金と定期預金を1冊の通帳にまとめ、その定期預金を担保にして自動借入れ（当座貸越）ができる便利な口座です。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	給与・年金・配当金の自動受取や公共料金の自動支払等お財布がわりにご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	利息の付かない普通預金で、平成17年4月以降のペイオフ解禁後も預金保険制度により全額保護の対象になります。	出し入れ自由	1円以上
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。	入金は、自由 引き出しは納税時	1円以上
当座預金	会社や商店の決済用口座です。商取引のお支払に小切手をご利用いただけますので安全で効率的です。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまった資金の短期間の運用に最適です。	7日以上	1,000円以上
大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適です。	1か月以上 5年以内	1,000万円以上
スーパー定期預金	余裕資金の運用に最適です。お預入れ時の金利は満期まで変わりません。	1か月以上 5年以内	100円以上
変動金利定期預金	6か月ごとに適用金利が変動する定期預金です。	1年以上 3年以内	100円以上
期日指定定期預金	1年の据置期間経過後は、1か月前のご連絡でいつでもお引き出しいただけます。	3年以内 (1年据置)	100円以上 300万円以内
積立定期預金	目的に合わせて積立てる預金です。	・15年以内の満期日指定型 ・エンドレス型	100円以上
定期積金	教育・住宅の増改築など、目標に合わせて計画的な資金づくりにご利用いただけます。	6か月以上 5年以内	1,000円以上

融資業務

●個人ローン

種類	内容	ご融資金額	ご返済期間
フリーローン	暮らしの中のあらゆる資金としてご利用いただけます（ただし、事業性資金は除きます）。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	300万円以下	7年以内
フリーローン・チョイス	お使い道が自由なのであらゆる資金としてご利用いただけます（ただし、事業性資金は除きます）。 なお、保証会社の審査により、4段階の金利が適用されます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	1,000万円以下	10年以内
スピードローン	最短60分で審査回答いたします。 お使い道が自由で簡単な手続きでお申込みいただけます。 ＜保証会社＞ ㈱クレディセゾン	500万円以下	10年以内
フリーローン・ビッグ	お使い道が自由なので借り換えも含めあらゆる資金としてご利用いただけます（ただし、事業性資金は除きます）。 なお、保証会社の審査により、5段階の金利が適用されます。 ＜保証会社＞ オリックス・クレジット㈱	500万円以下	10年以内
カードローン・ステップ/ジャンプ	あらゆる資金にご利用可能で、カードを使用しATMよりご利用限度額内なら繰り返しご利用いただけます（ただし、事業性資金は除きます）。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	20万円 ～100万円 (ステップ) 50万円 ～300万円 (ジャンプ)	3年自動更新
目的ローン	ご旅行、家電製品購入資金、結婚資金等目的に応じてご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	1,000万円以下	10年以内
カーライフローン	自動車の購入のほか、車検・修理・免許取得の費用にもご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	1,000万円以下	10年以内
奨学ローン	専修専門学校・短大・大学の入学金・授業料等にご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	1,000万円以下	15年以内
極度型教育ローン・チャンス	専門学校・短大・大学・大学院等の受験時から在学中の教育資金について、極度額の範囲内であれば繰返しご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	500万円以下	卒業予定月後 最長8年4か月

種 類	内 容	ご融資金額	ご返済期間
住宅ローン	住宅の購入および土地取得、新築、増改築、住宅ローン借換資金等にご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国保証㈱	1億円以下	35年以内
リフォームローン	住宅の増改築・修繕、電化対応、バリアフリー対応等にご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	1,000万円以下	15年以内
職域提携ローン	当組合と職域優遇等に関する協定を締結した企業にお勤めで、勤続1年以上の方がご利用いただけます。 【フリーローン】 お使い道が自由な資金としてご利用いただけます（ただし、事業性資金は除きます）。 【目的ローン】 目的に応じてご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	500万円以下	10年以内

●事業者ローン

種 類	内 容	ご融資金額	ご返済期間
しんくみパートナーズ	個人事業主の方が対象で運転資金・設備資金としてご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	500万円以下	5年以内
しんくみビジネスローン	運転資金・設備資金としてご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	個人事業主の場合 500万円以下 法人の場合 1,000万円以下	5年以内
ちゅうしん活性化ローン	コロナ禍において疲弊している事業者の事業継続のための運転資金としてご利用いただけます。	1,000万円以下	10年以内
ちゅうしん改善支援ローン	第三者の専門家派遣制度を活用し事業改善を行う事業者の事業継続のための運転資金としてご利用いただけます。	1,000万円以下	10年以内
北陸税理士会提携ローン	北陸税理士会会員税理士と顧問契約を1年以上結んでいる中小企業者の方が対象で運転資金としてご利用いただけます	500万円以下	3年以内
一般のご融資 ・割引手形 ・手形貸付 ・証書貸付 ・当座貸越	商業手形の割引にご利用ください。 運転資金等の短期事業資金にご利用ください。 設備資金等の長期事業資金にご利用ください。 当座預金の不足の際に自動融資をご利用いただくご契約です。		
地方公共団体制度融資	地方公共団体による各種制度融資を取り扱っています。		
代理貸付	各機関の取扱窓口として、各種代理貸付を取扱っています。 全国信用協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構		

各種サービス業務

サービス名	内 容
自動受取サービス	給料・ボーナス、各種年金、配当金等をご指定の預金口座でお受け取りいただけます。
自動支払サービス	公共料金、クレジット代金、保険料等をご指定の預金口座から自動的にお支払いいただけます。
キャッシュカードサービス	当組合および全国の金融機関、郵便局のATMでキャッシュカードがご利用できます。
デビットカードサービス	キャッシュカードでお買物のお支払いができます。
QR・バーコード決済サービス	スマートフォンアプリ等を利用して、サービス加盟店での決済を預金口座からキャッシュレスで行うサービスです。現在、BankPay サービスを取り扱っています。
内国為替	全国各地の金融機関と結ばれています。
法人向けインターネットバンキングサービス	事業所のパソコンを利用して、ご契約口座の照会、振込（振替）、データ伝送（総合、給与・賞与振込、口座振替）とその予約がご利用いただけます。
データ振込サービス	まとまったお振込みデータ（全銀フォーマット）を当組合へ一括して送信いただくことで、窓口への振込依頼書等の持ち込みが不要になります。
でんさいネットサービス	でんさいネットを通じて手形や売掛債権に代わる新たな金銭債権、電子記録債権「でんさい」を活用した資金決済サービスがご利用できます。
公金・公共料金収納	国・石川県・金沢市の公金、電話・ガス・水道等の公共料金のお支払が可能です。
夜間金庫	お店の売上金などを時間外にお預けいただけます。
貸金庫	大切な財産の保管にご利用ください。
年金・税務の各種相談等	お気軽にご相談ください。
火災保険の窓販	当組合の住宅ローンご利用のお客様は、長期火災保険をご利用いただけます。
生命保険の窓販	お客様に個人年金保険、医療保険をご案内いたします。
傷害保険の窓販	組合員ならびに組合員のご家族に標準傷害保険（しんくみホッとプラン）をご案内いたします。

主な手数料のご案内 (令和5年6月末現在)

●振込手数料

		他金融機関	当組合宛		
			同一店内	本支店	
窓 口	組合員	3万円以上	770円	無料	110円
		3万円未満	605円	無料	110円
	一般	3万円以上	770円	440円	440円
		3万円未満	605円	220円	220円
ATM キャッシュカード 扱い	組合員	3万円以上	660円	無料	110円
		3万円未満	440円	無料	110円
	一般	3万円以上	660円	330円	330円
		3万円未満	440円	110円	110円
ATM 現金・他金融機関 キャッシュカード扱い	組合員	3万円以上	660円	330円	330円
		3万円未満	440円	110円	110円
	一般	3万円以上	660円	無料	110円
		3万円未満	440円	無料	110円
定額自動送金	組合員	3万円以上	660円	無料	110円
		3万円未満	440円	無料	110円
	一般	3万円以上	660円	330円	330円
		3万円未満	440円	110円	110円
データ振込 サービス	組合員	3万円以上	660円	無料	110円
		3万円未満	440円	無料	110円
	一般	3万円以上	660円	330円	330円
		3万円未満	440円	110円	110円
インターネットバンキング	3万円以上	550円	無料	110円	
	3万円未満	385円	無料	110円	

●その他為替手数料

給与振込手数料	当組合宛 他金融機関宛	無料 220円
代金取立手数料	当組合宛	無料
	他金融機関宛	電子交換 ※1 770円 個別取立 ※2 1,100円
その他	振込・送金組戻し料、取立手形組戻し料 不渡手形返却料、取立手形店頭呈示料	1,100円

- ※1 各地の手形交換所による「手形交換」は、令和4年11月4日より全国統一の「電子交換」に替わりました。また、当日入金可能な小切手は除きます。
 ※2 通帳・証書等や電子交換所に参加しない金融機関の手形等、郵送対応が必要となる取立。

●ATMに関する利用手数料

	当組合 カード	提携信組 カード	他金融機関 カード
平日	8:00～8:45	無料	110円
	8:45～18:00	無料	入金：無料 入金：110円
	18:00～19:00	無料	220円
土曜日	9:00～14:00	無料	入金：無料 入金：110円
	14:00～17:00	無料	220円
日曜日・祝日	終日	無料	220円

提携信組カードは、「しんくみお得ねっと」提携信用組合が発行したキャッシュカードです。

●インターネットバンキング契約関係手数料

法人向けインターネットバンキング (ハードウェアトークン1本付き)	標準サービス (月額)	3,300円
	シンプルサービス (月額)	2,200円
ハードウェアトークン追加利用料	2個目以降1個あたり (月額)	1,100円
データ伝送サービス	全銀 VALUX (月額)	3,300円
	Anser DATA PORT (月額)	11,000円

●小切手・手形関連手数料

小切手帳	1冊 (50枚)	1,100円
約束手形用紙・為替手形用紙	1枚	110円
自己宛小切手発行手数料	1枚	550円
マル専口座取扱手数料	(割賦販売通知書1枚)	3,300円
マル専手形用紙	1枚	660円

●両替手数料 (「金種指定払戻し」を含む)

	組合員	一般
1枚～ 50枚	無料	無料
51枚～ 100枚	無料	220円
101枚～ 300枚	220円	330円
301枚～1,000枚	330円	660円
1,001枚～	1,000枚毎に 330円加算	1,000枚毎に 330円加算

集金の際に両替を行う場合も対象となります。

お客様が「持参された紙幣・硬貨の合計枚数」と「受け取る紙幣・硬貨の合計枚数」のうちいずれか合計枚数の多い枚数を手数料の対象とさせていただきます。

「金種指定払戻し」とは現金の払戻しの際に金種をご指定される場合のことです。その際のお取扱い枚数は「払戻し枚数から1万円札を除いた枚数」といたします。

お取引1回あたりの両替枚数が50枚以下でも、定期的に両替や金種指定払戻しをされる場合、月間両替枚数の累計に応じて手数料の対象とさせていただきます。

次の取引にかかる場合は無料とさせていただきます。
 ・記念硬貨の交換および汚損した現金の交換

●融資関連手数料

緑 上 返 済	住宅ローン	一部繰上返済手数料	33,000円
		全額繰上返済手数料 (当組合で借り換える場合)	100万円未満 5,500円 100万円以上1,000万円未満 11,000円 1,000万円以上 22,000円
		全額繰上返済手数料 (当組合での借り換え以外の場合)	33,000円
		うち固定金利選択型ローンで固定金利特約期間中のもの	一部・全額繰上返済手数料 33,000円
変 更	消費者ローン	一部・全額繰上返済手数料	5,500円
		一部繰上返済手数料	33,000円
		全額繰上返済手数料 (当組合で借り換える場合)	100万円未満 5,500円 100万円以上1,000万円未満 11,000円 1,000万円以上 22,000円
		全額繰上返済手数料 (当組合での借り換え以外の場合)	33,000円
事 務 取 扱	固定金利選択型住宅ローン	固定金利再選択手数料	11,000円
		返済条件変更手数料	住宅・消費者ローン 11,000円 住宅・消費者ローン以外 33,000円
		新規貸付事務取扱手数料	全国保証(株)保証付き 33,000円
		新規設定	アパート・マンション関連ローン 77,000円 上記以外 55,000円
そ の 他	不動産担保取扱事務・調査手数料	極度変更	33,000円
		追加設定 ※4	33,000円
		一部抹消	33,000円
		全部抹消	無料
質 権 設 定 承 諾	融資可能証明書発行手数料 ※5	1通	11,000円
		1枚	220円
		保証書発行手数料	440円
		質権設定承諾書発行手数料	5,500円

※3 債務者、担保提供者より申出のものが対象です。

※4 当初契約時より追加設定を条件としたものは除きます。

※5 「融資可能証明書」は、組合員の方のみ発行いたします。

●その他の手数料

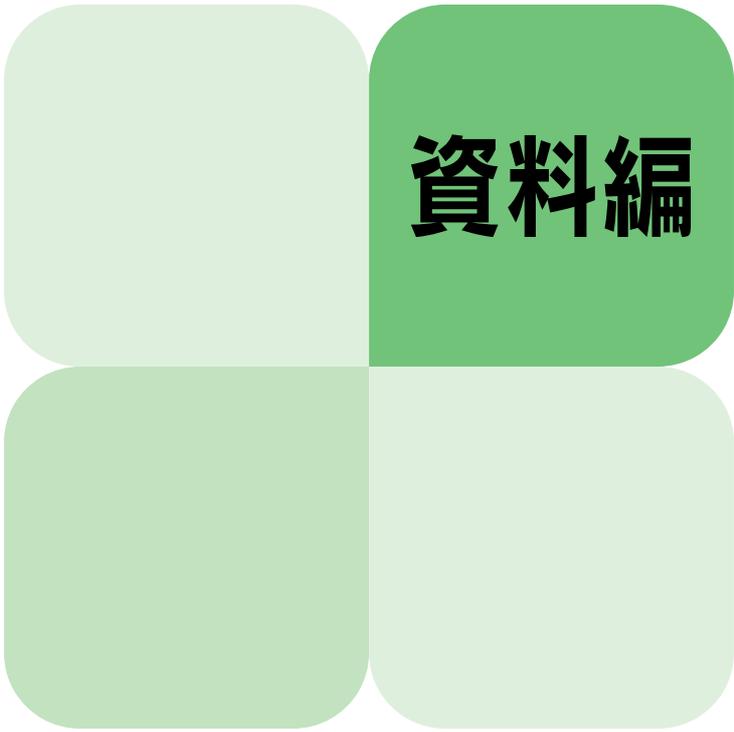
再発行手数料	通帳・証書、カード、トークン等 1件	2,200円
取引履歴明細表発行手数料	1依頼書 (12か月単位)	550円
残高証明書発行手数料 ※6	1通	550円
監査法人向け残高証明書発行手数料	1通	3,300円
貸 金 庫 ※7	(月 額)	660円
	(年 額)	7,260円
夜 間 金 庫 ※8	(月 額)	4,400円

※6 残高証明書には「住宅借入金等特別控除用残高証明書」も含まれます。郵送の場合、別途550円申し受けます。

※7 大野営業部でのみ取扱い

※8 本店営業部でのみ取扱い

(注) 各種手数料には消費税が含まれております。



資料編

・計数は、単位未満を切り捨てて表示いたしております。

財務諸表

●貸借対照表

科 目	令和3年度末	令和4年度末
(資産の部)		
現金	96,619	290,750
預 け 金	7,584,182	7,743,493
有 価 証 券	6,285,768	5,641,680
国 債	797,410	673,360
地 方 債	214,930	208,090
社 債	3,155,240	2,558,860
株 式	22,300	22,300
その他の証券	2,095,888	2,179,070
貸 出 金	10,855,842	10,552,637
割 引 手 形	3,650	658
手 形 貸 付	685,575	704,443
証 書 貸 付	8,221,858	8,058,820
当 座 貸 越	1,944,757	1,788,714
そ の 他 資 産	242,842	231,736
未 決 済 為 替 貸	522	400
全 信 組 連 出 資 金	196,300	196,300
前 払 費 用	1,177	1,177
未 収 収 益	26,500	25,052
そ の 他 の 資 産	18,342	8,865
有 形 固 定 資 産	163,192	200,142
建 物	32,176	33,336
土 地	97,927	136,950
リ ー ス 資 産	4,724	2,673
その他の有形固定資産	28,364	27,182
無 形 固 定 資 産	7,384	4,609
ソ フ ト ウ ェ ア	1,504	683
リ ー ス 資 産	—	—
その他の無形固定資産	5,879	3,296
債 務 保 証 見 返	177,766	177,479
貸 倒 引 当 金	△ 161,377	△ 141,779
(うち個別貸倒引当金)	(△ 138,535)	(△ 123,213)
資 産 の 部 合 計	25,252,221	24,700,751

(単位：千円)

科 目	令和3年度末	令和4年度末
(負債の部)		
預 金 積 金	21,479,636	21,960,289
当 座 預 金	740,152	1,923,670
普 通 預 金	7,787,524	7,709,242
通 知 預 金	99,814	104,762
定 期 預 金	12,202,849	11,579,036
定 期 積 金	521,800	540,972
そ の 他 預 金	127,495	102,604
借 用 金	2,150,000	1,150,000
借 入 金	—	—
当 座 借 越	2,150,000	1,150,000
そ の 他 負 債	29,393	30,284
未 決 済 為 替 借	2,027	2,771
未 払 費 用	11,086	11,916
給 付 補 て ん 備 金	176	163
未 払 法 人 税 等	296	296
前 受 収 益	7,012	6,986
払 戻 未 済 金	1,761	3,230
リ ー ス 債 務	4,921	2,803
そ の 他 の 負 債	2,111	2,116
代 理 業 務 勘 定	964	831
賞 与 引 当 金	4,214	4,098
退 職 給 付 引 当 金	12,711	12,806
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	18,980	18,480
偶 発 損 失 引 当 金	284	287
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	188	125
繰 延 税 金 負 債	6,487	—
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	12,121	12,121
債 務 保 証	177,766	177,479
負 債 の 部 合 計	23,892,747	23,366,803
(純資産の部)		
出 資 金	559,871	557,891
普 通 出 資 金	359,871	357,891
優 先 出 資 金	200,000	200,000
資 本 剰 余 金	200,000	200,000
資 本 準 備 金	200,000	200,000
利 益 剰 余 金	550,811	622,727
利 益 準 備 金	192,352	195,352
そ の 他 利 益 剰 余 金	358,458	427,375
特 別 積 立 金	—	—
当 期 末 処 分 剰 余 金	358,458	427,375
組 合 員 勘 定 合 計	1,310,682	1,380,618
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	17,009	△ 78,454
土 地 再 評 価 差 額 金	31,782	31,782
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	48,791	△ 46,671
純 資 産 の 部 合 計	1,359,474	1,333,947
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	25,252,221	24,700,751

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については、移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については、事業年度末の市場価格に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価格	54百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価格	97百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条4号に定める財産評価基本通達に基づいて、（実行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年	その他	3年～8年
----	---------	-----	-------
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先償却及び注意先償却に相当する償却については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先償却に相当する償却については、償却額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先償却及び実質破綻先償却に相当する償却については、償却額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

全ての償却は、資産の自己査定基準に基づき、各営業部（営業関連部署）の協力の下に審査管理部が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の悪化を想定し、コロナ禍における影響が比較的大きい業種の債務者に対する償却について、過去の景気循環を考慮した一定の仮定に基づいた貸倒実績率を見積り、追加的な貸倒引当金を計上しております。これに伴う貸倒引当金の額は17百万円です。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。

当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

 - 制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日）

年金資産の額	225,436百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	221,592百万円
差引額	3,843百万円
 - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（令和3年4月分～令和4年3月分）
0.145%
- 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,394百万円及び別途積立金16,238百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間20年（残年数10年）の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金1百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると思われる額を計上しております。
- 睡眠質低下損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税は「その他の資産」に計上し5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	141百万円
-------	--------

（上記のうち新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による経済活動の

- 悪化を想定し、コロナ禍における影響が比較的大きい業種の債務者に対する引当 17百万円)
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
- 貸倒引当金の算定における主要な仮定は、債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しです。債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しは、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による経済活動の悪化を想定し、コロナ禍における影響が比較的大きい業種の債務者に対する償却について、過去の景気循環を考慮した一定の仮定に基づいた貸倒実績率を見積り、追加的な貸倒引当金を計上しております。新型コロナウイルス感染症による影響は、概ね1年間は継続するものと仮定して見積っております。
- なお、新型コロナウイルス感染症の収束見込み等に関して、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び債券を主体とした有価証券による運用などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理を行っておりますが、そのためのデリバティブ取引は行っておりません。
 - 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券及び投資信託等であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理

当組合は、貸出事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの信用管理は、各営業部店のほか審査管理部により行われ、また、定期的な経営陣及び幹部職員による常勤会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、信用管理の状況については、審査管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及び仕組債のカウンターパーティーリスクに関しては、業務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理

当組合は、再評価方式によりパーセンタイル値を用いて金利リスク量の計測を行い、金利の変動リスクを管理しております。

市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、同管理規程に基づいたリスク管理を行うとともに、状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には業務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、パンキング動向においては四半期ベース、債券のみでは月次ベースで常勤会に報告しております。
 - 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、年度の運用方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程及び有価証券運用規程に従って行われております。

有価証券の購入に際しては、有価証券の種類、格付等に基づく投資限度額をはじめ事前審査を行うとともに継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

なお、価格変動の状況及び価格変動の及ぼす影響については、業務部を通じ、常勤会及び理事会において定期的に報告されております。
 - 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間240日、観測期間1年間で計測される99パーセンタイル円金利変動幅を用いた経済価値の変動額を市場リスク量として、金利の変動リスクの管理にあたって定量的分析を行っております。

当該変動額の算出にあたっては、再評価法を用い、円金利が99パーセンタイル変動幅変化した時の時価総額を再計算し、変化前後の差額を当該リスク量としております。

令和5年3月31日現在の当該リスク量は343百万円となります。

ただし、当該リスク量は金利以外のリスク変数が一定の場合を前提としており、金利以外のリスク変数との相関を考慮していません。また、円金利が99パーセンタイル変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、余裕資金の運用に際し、系統機関（全国信用協同組合連合会）への預け金を中心に置いており、これにより資金調達を容易にすることで、流動性リスクを管理しております。
 - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品（預け金、貸出金及び預金積金等）については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

財務諸表

16. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注2）参照。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)		7,704	△ 39
(2) 有価証券(*3)			
満期保有目的の債券	1,494	1,407	△ 87
その他有価証券	4,125	4,125	—
(3) 貸出金(*1)	10,552		
貸倒引当金(*2)	△ 141		
	10,410	10,545	134
金融資産計	23,773	23,782	8
(1) 預金積金(*1)	21,960	21,954	△ 5
(2) 借入金	1,150	1,150	—
金融負債計	23,110	23,104	△ 5

(*1) 預け金、貸出金及び預金積金等の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針31号 令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

- (1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。
- (2) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。自組私募リートは、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、基準価額を時価としております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については17~21に記載しております。

- (3) 貸出金
貸出金は、以下の①~②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。
- ① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を無リスク利子率（または市場金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

- (1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の無リスク利子率（または市場金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。
- (2) 借入金
借入金については、帳簿価額を時価としております。
- (注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	22
全信組連出資金(*2)	196
その他出資金(*2)	0
合 計	218

(*1) 非上場株式については市場価格がなく、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき時価開示の対象とはしていません。

(*2) 全信組連出資金及びその他出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和元年7月4日）第27項に基づき時価開示の対象とはしていません。

17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下21まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

- (2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
社 債	100百万円	102百万円	2百万円
そ の 他	100	101	1
小 計	200	204	4

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
そ の 他	1,294百万円	1,203百万円	△91百万円
合 計	1,494	1,407	△87

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

- (3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
債 券	921百万円	902百万円	19百万円
国 債	110	101	9
地 方 債	208	200	8
社 債	603	600	2
そ の 他	127	126	1
小 計	1,049	1,028	21

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
債 券	2,418百万円	2,499百万円	△ 81百万円
国 債	562	600	△ 37
社 債	1,855	1,899	△ 43
そ の 他	657	675	△ 18
小 計	3,075	3,175	△ 99
合 計	4,125	4,203	△ 78

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

- (4) 時価のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、当該差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度においては、減損処理の対象となった有価証券はありませんでした。また、時価が「著しく下落」と判断するための基準は、下落率が50%以上である場合のほか、下落率30%以上50%未満の場合において、当該格付が「BBB」相当未満、債務超過状態、2期連続赤字のいずれかに該当する場合等であります。
18. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
19. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。
- 売却価額 90百万円 売却損 10百万円
20. 当期中に保有目的を変更した債券はありません。
21. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	5年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	200百万円	1,000百万円	1,077百万円	1,162百万円
国 債	—	—	—	673
地方債	—	—	103	104
社 債	200	1,000	973	384
そ の 他	99	197	1,257	496
合 計	300	1,197	2,334	1,658

22. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,899百万円であります。また、すべての契約が、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定められている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

23. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸付契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	46百万円
危険債権額	622百万円
三月以上延滞債権額	—百万円
貸出条件緩和債権額	139百万円
合計額	807百万円

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 有形固定資産の減価償却累計額 387百万円

25. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 12百万円

26. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 186百万円

27. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、複合機等についてリース契約により使用しています。
28. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形の額面金額は、0百万円であります。
29. 担保に提供している資産は次のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 400百万円
有価証券 1,300百万円
借入金 1,150百万円
担保資産に対応する債務
上記のほか、公金取扱い及び為替取引のために預け金603百万円を担保として提供しております。
30. 出資1口当たりの純資産額は1,301円49銭です。
31. 会計方針の変更
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。この変更による計算書類への影響はありません。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	30
土地建物減損損失	28
減価償却費超過額	9
役員退職慰労引当金繰入額	5
退職給付引当金繰入額	3
貸出金償却	95
繰越欠損金	70
その他	2
繰延税金資産小計	245
評価性引当額	△ 245
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金負債の純額	—百万円

●損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
経常収益	307,386	350,058
資金運用収益	243,948	257,140
貸出金利息	171,656	185,264
預け金利息	11,870	11,573
有価証券利息配当金	50,918	50,329
その他の受入利息	9,502	9,973
役務取引等収益	21,231	22,716
受入為替手数料	10,061	10,517
その他の役務収益	11,169	12,198
その他業務収益	9,047	68,247
国債等債券売却益	110	—
国債等債券償還益	—	58,373
その他の業務収益	8,937	9,874
その他経常収益	33,159	1,953
貸倒引当金戻入益	19,271	—
償却債権取立益	13,595	1,885
株式等売却益	—	—
その他の経常収益	293	67
経常費用	266,329	268,281
資金調達費用	△ 965	△ 1,604
預金利息	701	476
給付補てん備金繰入額	51	27
借入金利息	△ 1,718	△ 2,108
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	17,685	15,997
支払為替手数料	3,622	3,008
その他の役務費用	14,062	12,988
その他業務費用	2,456	10,965
国債等債券売却損	—	10,827
国債等債券償還損	2,456	133
国債等債権償却	—	—
その他の業務費用	—	4
経費	246,886	240,119
人件費	150,645	143,791
物件費	86,225	86,023
税金	10,015	10,304

科 目	令和3年度	令和4年度
その他経常費用	265	2,804
貸倒引当金繰入額	—	1,549
貸出金償却	—	—
株式等売却損	—	—
その他の経常費用	265	1,254
経常利益	41,057	81,776
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
特別損失	10,796	0
固定資産処分損	0	0
減損損失	10,796	—
税引前当期純利益	30,260	81,776
法人税・住民税及び事業税	296	296
当期純利益	29,964	81,479
繰越金(当期首残高)	328,494	345,895
当期末処分剰余金	358,458	427,375

損益計算書の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口あたりの当期純利益 109円77銭

●剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金	358,458,988	427,375,248
剰余金処分量	12,563,374	18,554,317
利益準備金	3,000,000	9,000,000
普通出資に対する配当金(配当率)	7,203,374 (年2.00%)	7,194,317 (年2.00%)
優先出資に対する配当金(配当率)	2,360,000 (年0.59%)	2,360,000 (年0.59%)
繰越金(当期末残高)	345,895,614	408,820,931

●法定監査の状況

当信用組合は、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項に規定する、「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等の計算書類につきましては、会計監査人である「太陽有限責任監査法人」の監査を受けております。

●財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第99期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年6月23日
金沢中央信用組合 理事長 山口 孝

主要業務に関する指標

●資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位：千円、%)

科目	項目	令和3年度	令和4年度
資金運用勘定	平均残高	25,104,974	24,579,191
	利息	243,948	257,140
	利回	0.96	1.04
う貸出ち金	平均残高	10,628,663	10,587,008
	利息	171,656	185,264
	利回	1.62	1.75
う預けち金	平均残高	8,139,357	7,657,906
	利息	11,870	11,573
	利回	0.14	0.15
う有価証券	平均残高	6,140,653	6,137,975
	利息	50,918	50,329
	利回	0.82	0.81
資金調達勘定	平均残高	23,890,189	23,371,860
	利息	△ 965	△ 1,604
	利回	0.00	0.00
う預金積ち金	平均残高	21,570,737	21,777,038
	利息	753	503
	利回	0.00	0.00
う譲渡性預金	平均残高	—	—
	利息	—	—
	利回	—	—
う借用ち金	平均残高	2,319,452	1,594,821
	利息	△ 1,718	△ 2,108
	利回	△ 0.07	△ 0.13

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度8,025千円、令和4年度7,661千円)を控除して表示しております。

●総資金利鞘等

(単位：%)

区分	令和3年度	令和4年度
資金運用利回り(a)	0.96	1.04
資金調達原価率(b)	1.02	1.01
総資金利鞘(a-b)	△ 0.06	0.03

●総資産利益率

(単位：%)

区分	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.16	0.32
総資産当期純利益率	0.11	0.32

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産平均残高(債務保証見返りを除く)}} \times 100$

●業務粗利益及び業務純利益等

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度
資金運用収益	243,948	257,140
資金調達費用	△ 965	△ 1,604
資金運用収支	244,913	258,744
役務取引等収益	21,231	22,716
役務取引等費用	17,685	15,997
役務取引等収支	3,545	6,719
その他業務収益	9,047	68,247
その他業務費用	2,456	10,965
その他の業務収支	6,591	57,282
業務粗利益	255,049	322,746
業務粗利益率	1.01%	1.31%
業務純益	10,662	88,924
実質業務純益	10,662	84,647
コア業務純益	13,009	37,234
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	13,009	37,234

(注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定計平均残高 × 100
 2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債権損益

●預貸率及び預証率

(単位：%)

区 分		令和3年度	令和4年度
預 貸 率	期 末	50.54	48.05
	期中平残	49.27	48.61
預 証 率	期 末	29.26	25.69
	期中平残	28.46	28.18

- (注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

●役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
役 務 取 引 等 収 益	21,231	22,716
受入為替手数料	10,061	10,517
その他の受入手数料	11,096	12,086
その他の役務取引等収益	73	112
役 務 取 引 等 費 用	17,685	15,997
支払為替手数料	3,622	3,008
その他の支払手数料	3,069	2,442
その他の役務取引等費用	10,993	10,546

●その他業務収支の内訳

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
そ の 他 業 務 収 益	9,047	68,247
国債等債券売却益	110	—
国債等債券償還益	—	58,373
その他の業務収益	8,937	9,874
そ の 他 業 務 費 用	2,456	10,965
国債等債券売却損	—	10,827
国債等債券償還損	2,456	133
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	—	4

●経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
人 件 費	150,645	143,791
報 酬 給 料 手 当	120,266	116,211
退 職 給 付 費 用	8,925	7,146
そ の 他	21,454	20,434
物 件 費	86,225	86,023
事 務 費	42,498	48,327
固 定 資 産 費	17,210	17,454
事 業 費	6,223	6,404
人 事 厚 生 費	1,945	1,560
預 金 保 険 料	6,641	3,212
そ の 他	11,706	9,064
税 金	10,015	10,304
経 費 合 計	246,886	240,119

●受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
受 取 利 息 の 増 減	△ 1,516	13,192
支 払 利 息 の 増 減	△ 1,239	△ 639

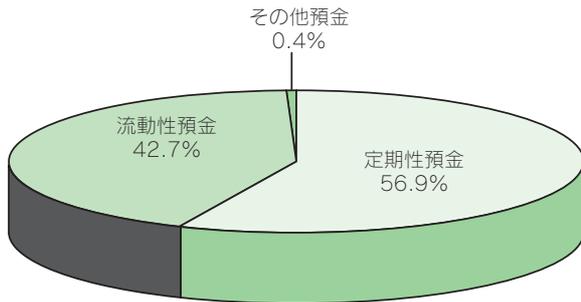


預金に関する指標

●預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

種 目	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	8,557,723	39.7	9,287,482	42.7
定 期 性 預 金	12,923,140	59.9	12,396,783	56.9
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	89,873	0.4	92,773	0.4
合 計	21,570,737	100.0	21,777,038	100.0



●預金者別預金残高

(単位：千円、%)

種 目	令和3年度末		令和4年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	13,060,160	60.8	12,777,619	58.2
法 人	8,419,475	39.2	9,182,670	41.8
一 般 法 人	8,378,936	39.0	9,182,325	41.8
公 金	387	0.0	294	0.0
金 融 機 関	40,151	0.2	50	0.0
合 計	21,479,636	100.0	21,960,289	100.0

●職員1人当たりおよび1店舗当たりの預金残高

(単位：千円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
職員1人当たりの預金残高	767,129	844,626
1店舗当たりの預金残高	7,159,878	7,320,096

●定期預金種類別残高

(単位：千円)

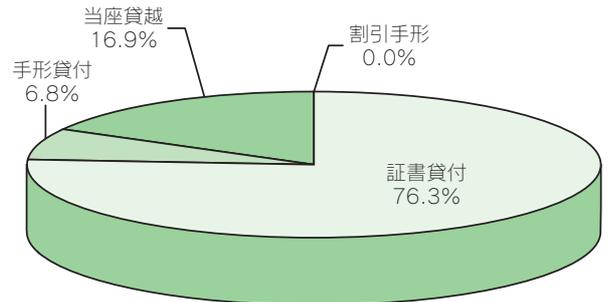
区 分	令和3年度末	令和4年度末
固 定 金 利 定 期 預 金	12,151,563	11,524,192
変 動 金 利 定 期 預 金	—	—
そ の 他 の 定 期 預 金	51,285	54,844
合 計	12,202,849	11,579,036

貸出金等に関する指標

●貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	2,127	0.0	3,269	0.0
手 形 貸 付	647,622	6.1	722,731	6.8
証 書 貸 付	8,253,562	77.7	8,076,974	76.3
当 座 貸 越	1,725,350	16.2	1,784,032	16.9
合 計	10,628,663	100.0	10,587,008	100.0



●担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：千円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額	
当組合預金積金	令和3年度末	249,323	2.3	47,980
	令和4年度末	249,799	2.4	47,980
有 価 証 券	令和3年度末	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—
動 産	令和3年度末	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—
不 動 産	令和3年度末	5,536,206	51.0	—
	令和4年度末	5,394,195	51.1	—
そ の 他	令和3年度末	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—
小 計	令和3年度末	5,785,530	53.3	47,980
	令和4年度末	5,643,995	53.5	47,980
信用保証協会・信用保険	令和3年度末	2,323,302	21.4	—
	令和4年度末	2,320,093	22.0	—
保 証	令和3年度末	200,488	1.8	—
	令和4年度末	191,853	1.8	—
信 用	令和3年度末	2,546,520	23.5	129,786
	令和4年度末	2,396,694	22.7	129,499
合 計	令和3年度末	10,855,842	100.0	177,766
	令和4年度末	10,552,637	100.0	177,479

●貸出金利区別残高

(単位：千円)

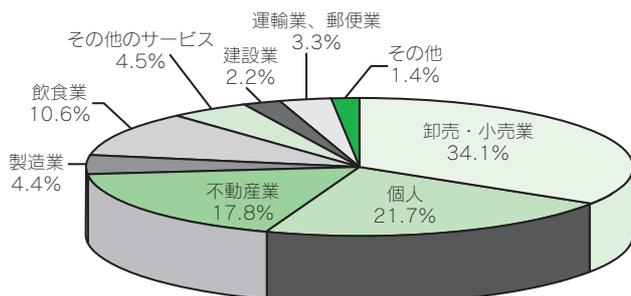
区 分	令和3年度末	令和4年度末
固定金利貸出	5,616,761	5,264,373
変動金利貸出	5,239,081	5,288,264
合 計	10,855,842	10,552,637

●貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

業 種 別	令和3年度末		令和4年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	566,770	5.2	461,294	4.4
農 業、林 業	1,250	0.0	650	0.0
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	335,816	3.1	237,375	2.2
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	372,719	3.4	352,029	3.3
卸 売 業、小 売 業	3,528,479	32.5	3,594,920	34.1
金 融 業、保 険 業	50,000	0.5	—	—
不 動 産 業	1,879,205	17.3	1,877,951	17.8
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	53,162	0.5	51,044	0.5
宿 泊 業	6,994	0.1	14,990	0.1
飲 食 業	1,073,897	9.9	1,115,350	10.6
生活関連サービス業、娯楽業	93,022	0.9	83,416	0.8
教育、学習支援業	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—
その他のサービス	503,034	4.6	476,989	4.5
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—
小 計	8,464,351	78.0	8,266,011	78.3
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	2,391,491	22.0	2,286,625	21.7
合 計	10,855,842	100.0	10,552,637	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



●貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度末		令和4年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	5,999,113	55.3	5,779,382	54.8
設 備 資 金	4,856,728	44.7	4,773,255	45.2
合 計	10,855,842	100.0	10,552,637	100.0

●消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度末		令和4年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	295,595	17.4	282,162	17.6
住 宅 ロ ー ン	1,401,179	82.6	1,316,632	82.4
合 計	1,696,773	100.0	1,598,794	100.0

●職員1人当たりおよび1店舗当たりの貸出残高

(単位：千円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
職員1人当たりの貸出残高	387,708	405,870
1店舗当たりの貸出残高	3,618,614	3,517,545

●代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
全国信用協同組合連合会	129,786	129,499
商 工 組 合 中 央 金 庫	—	—
日 本 政 策 金 融 公 庫	—	—
住 宅 金 融 支 援 機 構	98,949	91,455
福 祉 医 療 機 構	17,194	16,639
中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構	—	—
合 計	245,930	237,594

有価証券に関する指標

●有価証券種類別平均残高

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	688,003	11.2	849,847	13.8
地 方 債	200,040	3.3	200,022	3.3
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	3,145,425	51.2	2,878,119	46.9
株 式	22,300	0.4	22,300	0.4
外 国 証 券	2,076,584	33.8	2,061,514	33.6
そ の 他 の 証 券	8,299	0.1	126,172	2.0
合 計	6,140,653	100.0	6,137,975	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

●有価証券、金銭の信託の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位：千円)

項 目	令和3年度末	令和4年度末
取 得 価 格	6,262,272	5,720,134
時 価	6,253,271	5,554,515
評 価 損 益	△ 9,001	△ 165,618

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、帳簿価格で表示しております。
 2. 「金銭の信託」及び「デリバティブ等商品」は該当がないため掲載しておりません。

●有価証券種類別残存期間別残高

(単位：千円)

区 分	期間の定めのないもの	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	合 計	
		国 債	令和3年度末	—	100,630	—	—	—	696,780
	令和4年度末	—	—	—	—	—	673,360	673,360	
地 方 債	令和3年度末	—	—	—	—	105,210	109,720	214,930	
	令和4年度末	—	—	—	103,690	—	104,400	208,090	
短 期 社 債	令和3年度末	—	—	—	—	—	—	—	
	令和4年度末	—	—	—	—	—	—	—	
社 債	令和3年度末	—	751,880	604,160	602,860	—	696,610	499,730	3,155,240
	令和4年度末	—	200,520	701,440	299,050	392,390	581,160	384,300	2,558,860
株 式	令和3年度末	22,300	—	—	—	—	—	—	22,300
	令和4年度末	22,300	—	—	—	—	—	—	22,300
外 国 証 券	令和3年度末	—	—	100,180	100,000	397,440	869,415	501,533	1,968,568
	令和4年度末	—	99,990	100,000	97,500	696,110	561,640	496,225	2,051,465
その他の証券	令和3年度末	127,319	—	—	—	—	—	—	127,319
	令和4年度末	127,604	—	—	—	—	—	—	127,604
合 計	令和3年度末	149,619	852,510	704,340	702,860	397,440	1,671,235	1,807,763	6,285,768
	令和4年度末	149,904	300,510	801,440	396,550	1,192,190	1,142,800	1,658,285	5,641,680

(注) 上場・非上場すべての有価証券を対象としております。外国証券は、すべて円建ての債券です。

その他の業務

●内国為替取扱実績

(単位：千円)

区 分		令和3年度		令和4年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	15,915	20,865,430	21,443	30,768,193
	他の金融機関から	12,027	10,525,288	12,200	16,775,718
代金取立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	77	58,311	43	30,746

開 示 項 目 一 覧

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は、「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」で規定されております法定開示項目です。

■ごあいさつ	2	45. 預貸率(期末・期中平均) *	38
【概況・組織】		46. 消費者ローン・住宅ローン残高	40
1. 事業方針	3	47. 代理貸付残高の内訳	40
2. 事業の組織 *	26	48. 職員1人当たり貸出金残高	40
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) *	26	49. 1店舗当たり貸出金残高	40
4. 会計監査人の氏名又は名称 *	26	【有価証券に関する指標】	
5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) *	27	50. 商品有価証券の種類別平均残高 *	取扱いなし
6. 自動機器設置状況	27	51. 有価証券の種類別平均残高 *	41
7. 地区一覧	28	52. 有価証券種類別残存期間別残高 *	41
8. 組合員数	5	53. 預証率(期末・期中平均) *	38
9. 子会社の状況	該当なし	【経営管理体制に関する事項】	
【主要事業内容】		54. 法令遵守体制 *	3
10. 主要な事業の内容 *	29~30	55. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針	4
11. 信用組合の代理業者 *	取扱いなし	56. リスク管理体制 *	
【業務に関する事項】		資 料 編	
12. 事業の概況 *	5	(バーゼルⅡに関する事項を含む)	7~15
13. 経常収益 *	5	57. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *	21~22
14. 経常利益(損失) *	5	【財産の状況】	
15. 当期純利益(損失) *	5	58. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書 *	33~36
16. 出資総額、出資総口数 *	5	59. 協金法開示債権(リスク管理債権)	
17. 純資産額 *	5	及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 *	16
18. 総資産額 *	5	60. 自己資本充実状況(自己資本比率明細) *	
19. 預金積金残高 *	5	(バーゼルⅡに関する事項を含む)	9~10
20. 貸出金残高 *	5	61. 有価証券、金銭の信託等の評価 *	41
21. 有価証券残高 *	5	62. 外貨建資産残高	取扱いなし
22. 単体自己資本比率 *	5	63. オフバランス取引の状況	取扱いなし
23. 出資配当金 *	5	64. 先物取引の時価情報	取扱いなし
24. 職員数 *	5	65. オプション取引の時価情報	取扱いなし
【主要業務に関する指標】		66. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) *	13
25. 業務粗利益及び業務純益等 *	37	67. 貸出金償却の額 *	13
26. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 *	37	68. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	36
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘 *	37	69. 会計監査人による監査 *	36
28. 受取利息、支払利息の増減 *	38	【その他の業務】	
29. 役務取引の状況	38	70. 内国為替取扱実績	41
30. その他業務収支の内訳	38	71. 外国為替取扱実績	取扱いなし
31. 経費の内訳	38	72. 公共債窓販実績	取扱いなし
32. 総資産経常利益率 *	37	73. 公共債引受額	取扱いなし
33. 総資産当期純利益率 *	37	74. 手数料一覧	31
【預金に関する指標】		【その他】	
34. 預金種目別平均残高 *	39	75. 当組合の考え方	1
35. 預金者別預金残高	39	76. 沿革・歩み	28
36. 財形貯蓄残高	取扱いなし	77. 総代会について	23~24
37. 職員1人当たり預金残高	39	78. 役員等の報酬体系	25
38. 1店舗当たり預金残高	39	〈地域貢献に関する事項〉	
39. 定期預金種類別残高 *	39	79. 地域・社会貢献活動の取組み	17~20
【貸出金等に関する指標】		80. 地域密着型金融の取組み	18~20
40. 貸出金種類別平均残高 *	39	81. 中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組み *	17, 18, 20
41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 *	39	82. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について	20
42. 貸出金金利区分別残高 *	40		
43. 貸出金使途別残高 *	40		
44. 貸出金業種別残高・構成比 *	40		

ちゅうしん

夢☆応援します——



金沢中央信用組合